

第4次行方市男女共同参画基本計画 (令和7年度～令和11年度)

笑顔で住み続けたいまち、行方



令和7年3月
行 方 市

「笑顔で住みたいまち、行方」をめざして



行方市では、平成20年3月に「男女共同参画推進計画書前期計画」、平成25年3月に「同計画書後期計画」、平成30年3月に「第3次行方市男女共同参画基本計画」を策定し、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。

令和6年に本市において実施した、「男女共同参画に関する市民意識調査」における男女優遇比較によると、男性の回答では、家庭及び職場において男女待遇は、ほぼ対等であるという考えが多かった一方で、女性の回答によると、男性のほうが優遇されているというアンケート結果がでました。この結果からもわかるように、男女共同参画に対する市民の理解は深まりつつありますが、依然として家庭及び職場において男女の不平等感根強く残っており、未だ課題解決には至っていないのが実情です。

また、近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行はもとより、個人の価値観の変化・多様化や、国連サミットにて採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の1つに「ジェンダー平等の実現」が掲げられるなど、男女共同参画を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって、テレワーク等の多様な働き方が広まることで家庭生活の変化が生まれ、DV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担の増大など、新たな課題が表面化しています。

このような調査結果や変化する社会情勢を踏まえ、「第4次行方市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。本計画の推進には、市民、事業者及び関係団体の皆さまと連携し協働することが何よりも重要となります。引き続きご理解をいただきながら「笑顔で住みたいまち、行方」の実現に向けて取り組んでいきましょう。

令和7年3月

行方市長 鈴木 周也

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画策定の背景	1
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	4
第2章 行方市の現状	5
(1) 人口の状況.....	5
(2) 世帯の状況	7
(3) 婚姻・離婚の状況.....	7
(4) 就業・雇用の状況.....	8
(5) 前計画(第3次計画)の評価.....	11
(6) 今後の課題と目指す方向性.....	15
第3章 基本設計	16
(1) 基本理念.....	16
(2) 基本目標	18
(3) 計画の体系	19
第4章 施策の展開	21
基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備.....	21
1 正しい理解と意識改革.....	21
2 推進するための教育と学習の充実.....	22
3 他団体との協働による推進体制の充実.....	24
4 市役所内の推進体制の充実	24

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	27
1 働く場における女性参画の支援	27
2 ワークライフバランスの推進	28
3 男女が共に参画する地域活動の推進	30
4 政策方針決定への参画	32
5 女性のエンパワーメントの促進	33
基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	35
1 市民と協働による推進体制の充実	35
2 生涯を通して健康の保持と増進	37
3 暴力の根絶	38
4 様々な課題を抱える方への支援	39
第5章 計画の推進と進行管理	41
(1) 計画の推進体制	41
(2) PDCA サイクルによる進行管理	41
資料編	42
1 計画策定の経過	42
2 実施計画(事業)一覧	43
3 男女共同参画に関する市民意識調査結果	51
4 男女共同参画社会基本法	73
5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	85
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	91
8 行方市男女共同参画推進委員会設置要綱	95

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の定義について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と示されています。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに様々な分野で活躍できる環境が整いつつありますが、固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画は十分とは言えない状況です。

こうした社会情勢の変化に対応しながら、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現に向け一層の取組を推進するため、「第4次行方市男女共同参画基本計画」を策定します。

(2) 計画策定の背景

男女共同参画を取り巻く社会情勢

世界の動き

男女共同参画に関する国際的な取組は、国際連合(以下、「国連」という。)を中心として推進されています。昭和50(1975)年を「国際婦人年」とすることを宣言し、同じ年に開催した第1回世界女性会議においては、「世界行動計画」が採択されました。

その後も、国連婦人の地位委員会における取組の評価・勧告、広報・啓発の活動など、女性の地位向上を目指した国際的な取組は、現在も継続して積極的に進められています。

しかしながら、令和6(2024)年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」で、日本は146か国中、118位と、スコアは横ばいです。

※ジェンダー・ギャップ指数

各国(2024年は、全146か国)における男女格差を明らかにするため、世界的な企業約1,000社で構成する国際的な非営利団体「世界経済フォーラム」が毎年発表している。経済、教育、政治、保健の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。

出典:内閣府男女共同参画局

国の動き

国内では、昭和52(1977)年に「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」を策定し、昭和60(1985)年の「女子差別撤廃条約」の批准に当たっては、男女雇用機会均等法の制定等、法律・制度面の整備を進めました。

また、平成7(1995)年に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」「行動綱領」や、

男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成8(1996)年には、男女共同参画社会の促進に関する計画「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに平成11(1999)年には、5つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務を明記した男女共同参画基本法が成立、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年に第3次、平成27(2015)年には「第4次男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定され、関連施策の推進が図られました。

平成27(2015)年に女性の職業生活における活動の推進に関する法律が公布され、平成28(2016)年に完全施行となりました。女性活躍推進法は、女性活躍推進のための事業主行動計画の策定などを盛り込み、職場等でより一層女性が活躍するための施策の推進が図られています。

令和2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や休業等で、生活不安ストレスからDVや性暴力の増加・深刻化や、増加した家事・育児等の負担が女性へ集中するなどの懸念もあり、取り組むべき課題が明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、令和2(2020)年に、第5次男女共同参画基本計画を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた取組を推進しています。

第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

出典：内閣府第5次男女共同参画基本計画

県の動き

県においては、平成28(2016)年3月に策定した「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」に基づき、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において施策を総合的に展開していきました。同計画は令和2(2020)年度に最終年度を迎えることから、令和元年度に県民意識調査を実施し、令和3(2021)年に「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定しています。

「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」では、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを基本目標として、中長期的な展望に立った県の男女共同参画社会の実現に向けた

取組の方向性を示しています。

また、県では男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進のための拠点として、既存の茨城県女性プラザと男女共同参画支援室の機能を統合し、令和2(2020)年4月に「男女共同参画センター」を新設しました。さらに同年11月には、性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる人材の育成を推進するため、男女共同参画センターの名称を「ダイバーシティ推進センター」と変更しています。

行方市の状況

行方市においても、平成20(2008)年3月に男女共同参画推進計画書前期計画、平成25(2013)年3月に同計画書後期計画、平成30(2018)年3月に第3次行方市男女共同参画基本計画を策定し、各種取り組みを進めてきたところです。令和6(2024)年度をもって、現在の計画が終了することから、これまでの課題及び新たな課題に対応する取り組みが進められるよう令和7(2025)年3月に「第4次行方市男女共同参画基本計画」を策定しました。

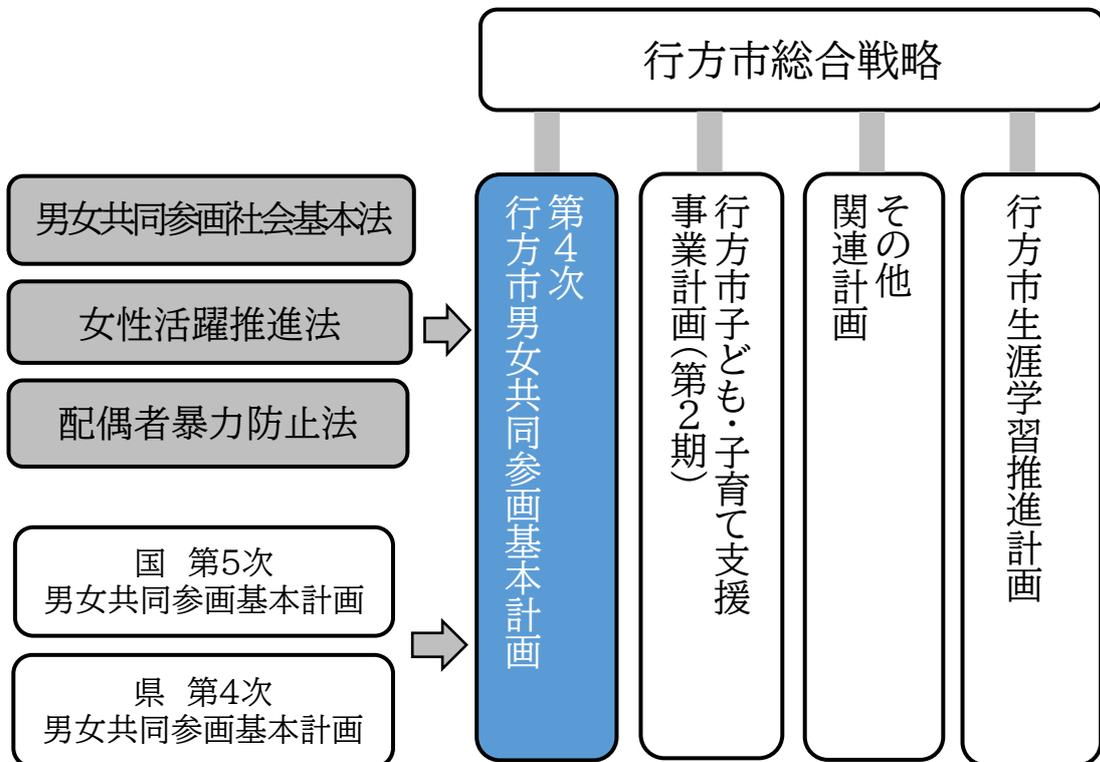
(3) 計画の位置づけ

法的根拠及び上位計画等との関係性

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」、女性活躍推進法第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次茨城県男女共同参画基本計画」、「茨城県女性活躍推進計画」の内容を踏まえたものとします。

さらに、行方市総合戦略書(改訂版)との整合を図り、同計画の基本理念の一つである「みんなが主役のまちづくり」を推進するために、市民が活動しやすい社会環境づくりを推進するものとします。



(4) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

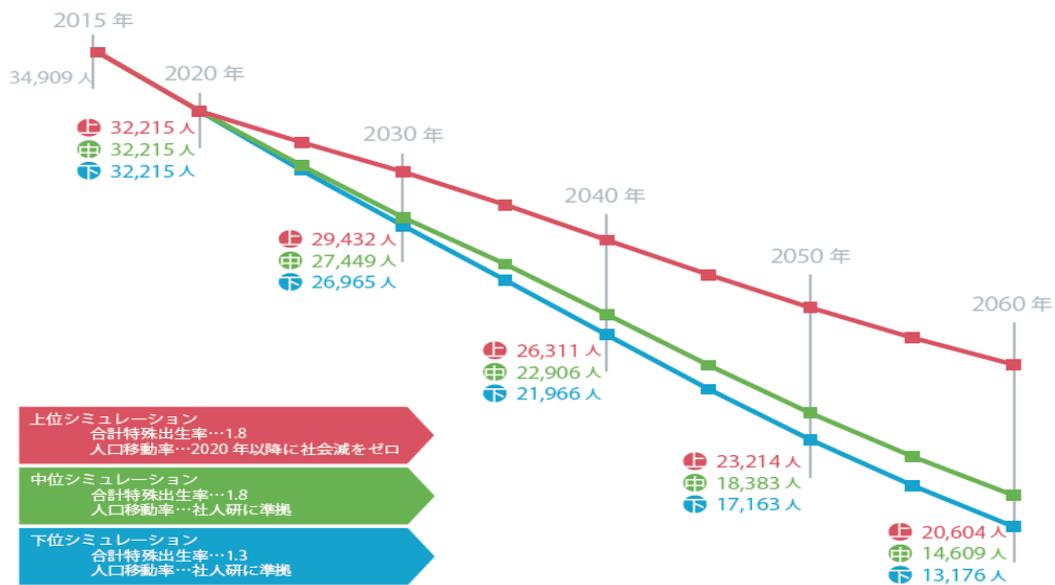
なお、国内外情勢の動向や社会経済情勢の変化、計画の進展状況等に応じて必要な見直しを行います。

第2章 行方市の現状

(1) 人口の状況

① 人口の推移

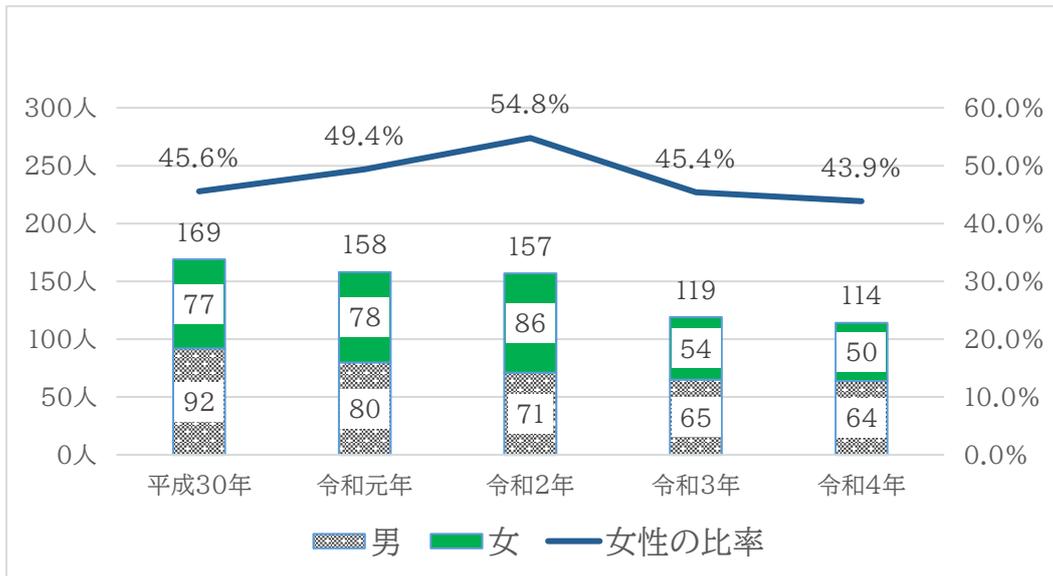
行方市の人口ビジョンによると、10年ごとに上位シミュレーションで約1割、下位シミュレーションで約2割の人口減少が見込まれており、40年間で人口が半減する可能性があります。



資料：行方市総合戦略(改訂版)

② 出生数と男女比の推移

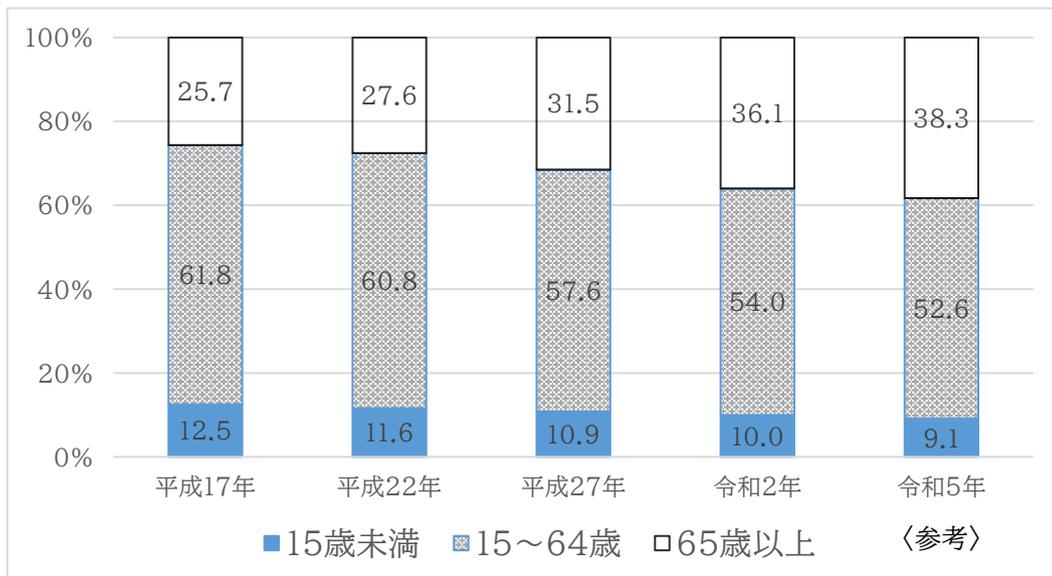
本市における年間の出生数は、平成30年から令和4年まで、減少傾向にあります。また、男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。



資料：茨城県人口動態統計

③ 年齢3区分別人口構成比の推移

人口3区分別の構成比を見ると65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で、64歳以下の人口構成比は減少傾向にあり、高齢化が進んでいることがわかります。

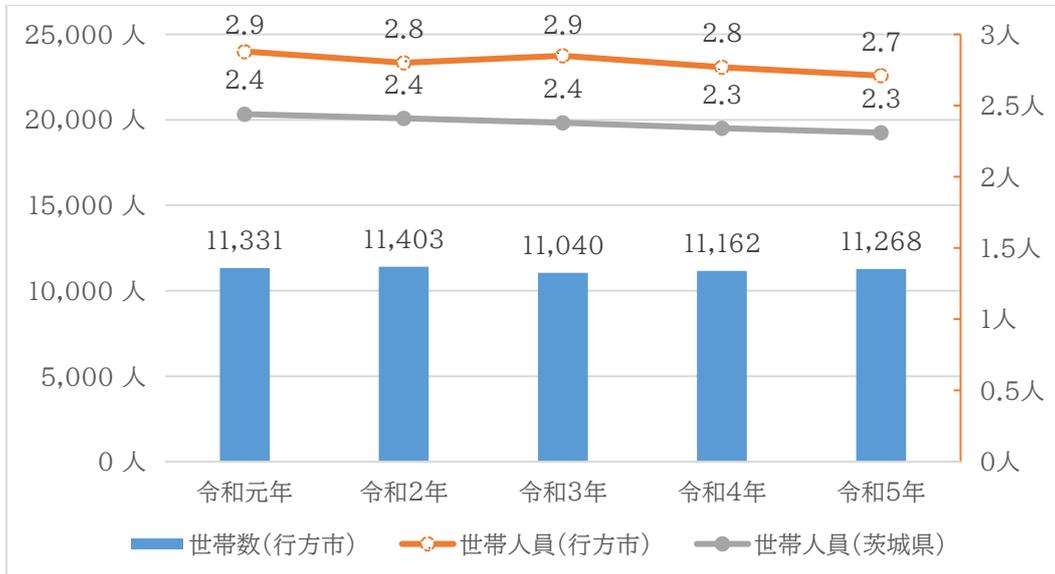


資料：国勢調査(年齢不詳補完結果を採用) 〈参考〉は茨城県常住人口調査による

(2) 世帯の状況

世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本市における世帯数は、令和元年から令和5年まで横ばいの傾向にあり、約11,000世帯となっています。また、世帯人員は茨城県全体よりも0.5人程度高く推移しています。

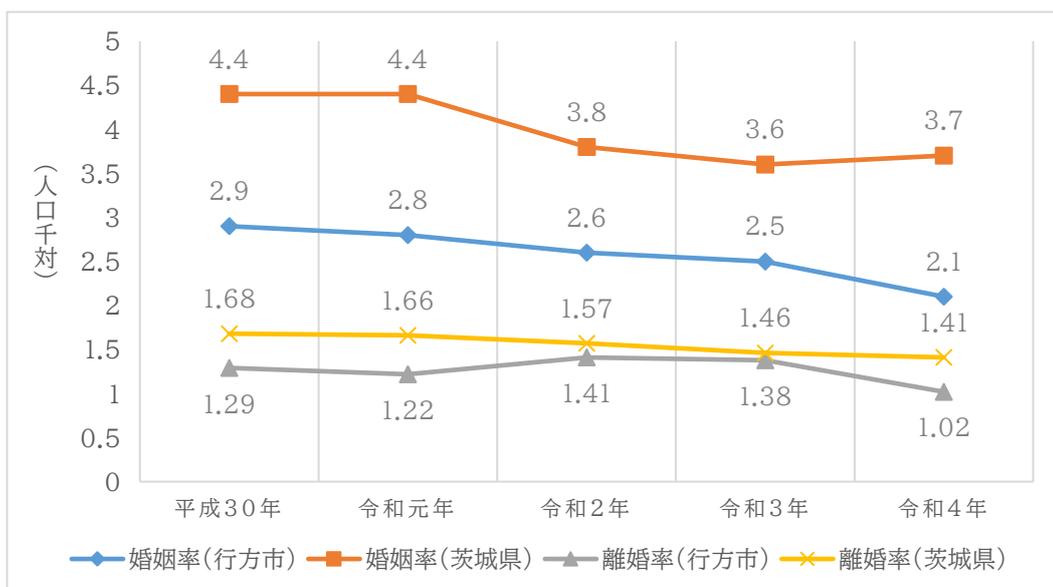


資料：茨城県常住人口調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は年々減少し、令和4年に2.1(人口千人対)となっており、5年以上前から茨城県の値を下回っています。一方、離婚率は概ね横ばい傾向で、令和4年に1.02(人口千人対)となっており、5年以上前から茨城県の値を下回っています。



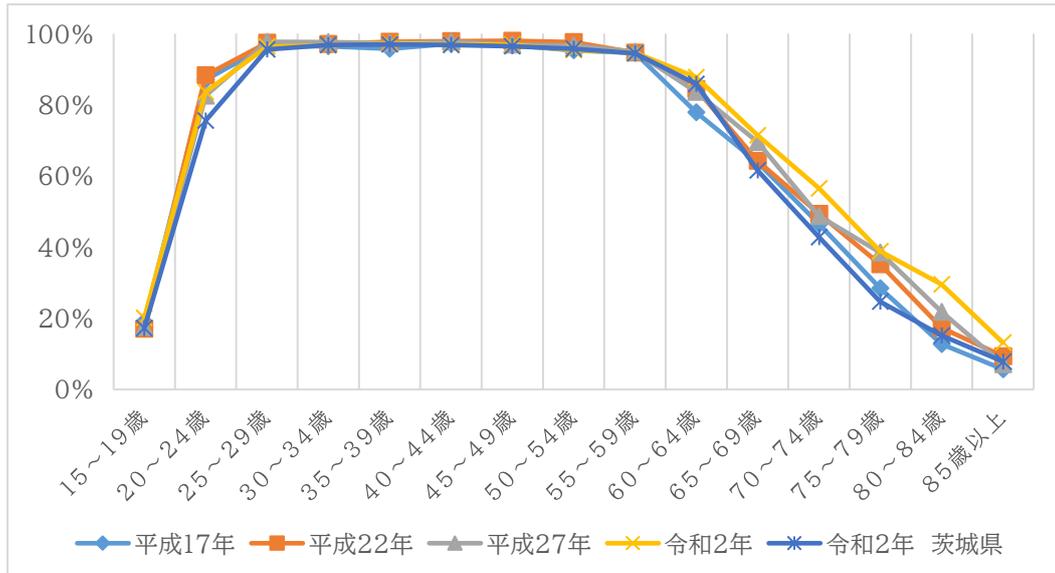
資料：茨城県人口動態統計

(4) 就業・雇用の状況

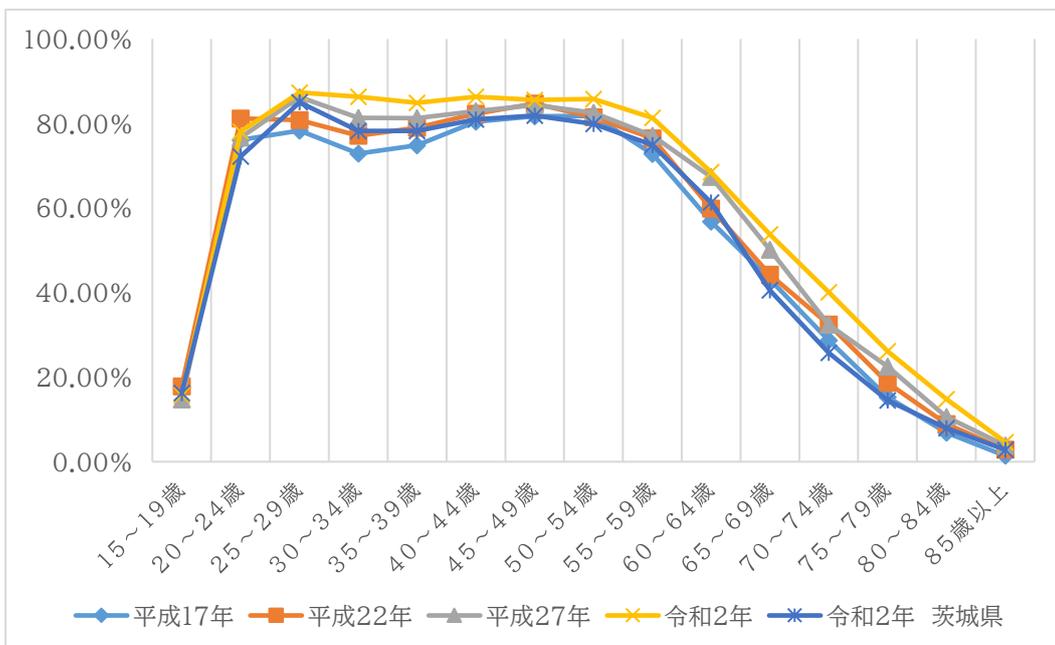
① 労働力率の推移

本市の令和2年における労働力率は、茨城県に比べて概ね高く、特に65歳以上の年代で大きな差が見られます。また、女性について、本市の平成17年と令和2年を比べると30～34歳ではいわゆる「M字カーブ」(結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇)がほとんどなくなり、男性と同様の曲線を描くように変化しています。

労働力率の推移【男性】



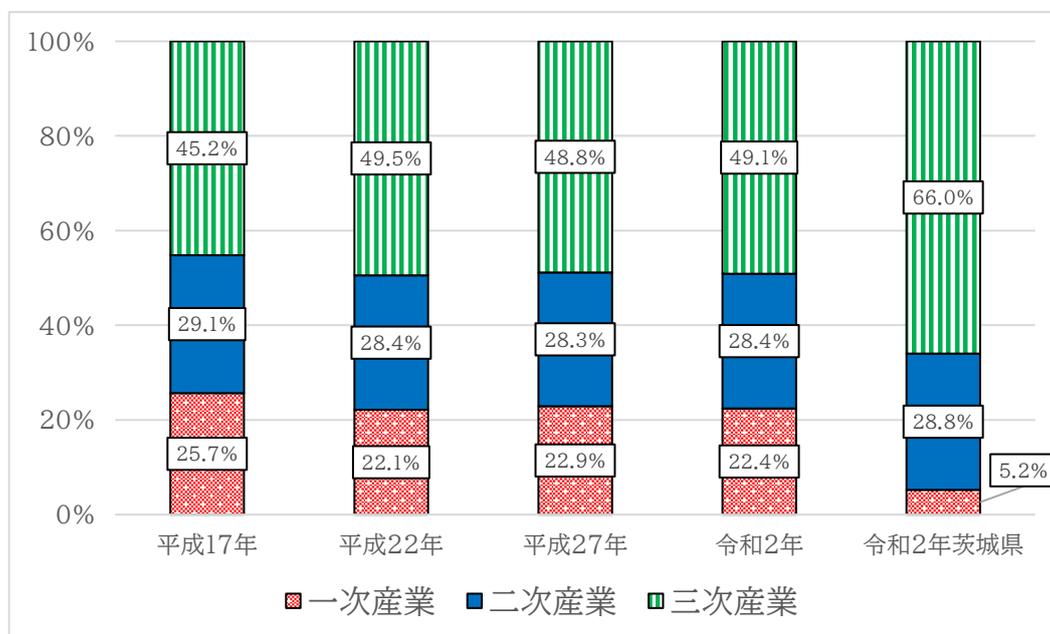
労働力率の推移【女性】



資料:国勢調査

② 産業別就業者数の推移

本市の就業者割合(15歳以上)の推移を産業三区分別にみると、平成22年から第一次産業(農業等)が2割程度、第二次産業(建設業等)が3割程度、第3次産業(サービス業等)が5割程度となっています。また、茨城県全体の割合と比較すると、本市は第一次産業の占める割合がかなり高く、現在も農業等が盛んなまちであることが伺えます。



資料:国勢調査

③ 産業大分類別就業者数

本市の就業者数(15歳以上)について、産業大分類及び男女別に割合をみると、「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」などの分野で男性の割合が高くなっています。

一方、「金融業、保険業」「医療、福祉」などの分野では、女性の割合が高くなっています。また、本市の主要産業である「農業」分野については、男性のほうが多いものの、他の分野に比べて男女比の割合が近くなっています。

令和2年 産業大分類別就業者数【男女別割合】

		全就業者数	男性	(割合)	女性	(割合)
総数		17,484	9,805	56.1%	7,679	43.9%
第一次	農業	3,854	2,154	55.9%	1,700	44.1%
	林業	4	3	75.0%	1	25.0%
	漁業	65	45	69.2%	20	30.8%
第二次	鉱業、採石業、砂利採取業	24	19	79.2%	5	20.8%
	建設業	1,587	1,327	83.6%	260	16.4%
	製造業	3,360	2,146	63.9%	1,214	36.1%
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	68	58	85.3%	10	14.7%
	情報通信業	92	69	75.0%	23	25.0%
	運輸業、郵便業	1,015	805	79.3%	210	20.7%
	卸売業、小売業	2,166	974	45.0%	1,192	55.0%
	金融業、保険業	190	65	34.2%	125	65.8%
	不動産業、物品賃貸業	120	75	62.5%	45	37.5%
	学術研究、専門・技術サービス業	265	177	66.8%	88	33.2%
	宿泊業、飲食サービス業	467	163	34.9%	304	65.1%
	生活関連サービス業、娯楽業	665	240	36.1%	425	63.9%
	教育、学習支援業	558	222	39.8%	336	60.2%
	医療、福祉	1,493	297	19.9%	1,196	80.1%
	複合サービス事業	219	122	55.7%	97	44.3%
	サービス業(他に分類されないもの)	723	485	67.1%	238	32.9%
	公務(他に分類されるものを除く)	549	359	65.4%	190	34.6%

資料：国勢調査

(5) 前計画(3次計画)の評価

令和6年度の行方市担当課における、前計画に定められた実施事業に対する評価は、次のようになっています。(令和6年度の達成見込みを含む)

平均達成率として、各事業の達成率を単純平均した数値を掲載しています。

基本目標1 男女共同参画社会の実現を目指した意識づくり

施策の方針1 正しい理解と意識改革(4事業) 平均達成率 75.0%

【目指すべき方向】

- ① 市民の意識改革(向上)のための啓発活動
- ② 男女共同参画社会に関する情報提供等
- ③ 社会制度(慣習)見直しの意識向上

【事業】

- (1) 男女共同参画に関する周知・啓発
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供
- (3) 男女共同参画社会に対する意識改革
- (4) 男女共同参画に関する研修会等への参加

施策の方針2 推進するための教育と学習の充実(7事業) 平均達成率 90.9%

【目指すべき方向】

- ① 子どもたちの教育の推進
- ② 生涯学習における教育(学習)の推進
- ③ 充実した教育のための指導者の育成

【事業】

- (1) 学校と連携したキャリア教育の充実
- (2) 学校評議員やPTAでの意見交換会の開催、家庭教育との連携
- (3) 中学校への出前講座
- (4) 小中学校への男女共同参画に関する情報の提供
- (5) 性教育等相談しやすい環境づくりの向上
- (6) 保育園・幼稚園における男女平等意識の指導
- (7) 教育関係者の研修会への参加

基本目標2 すべての人が自分らしく活動できる社会づくり

施策の方針1 働く場における女性参画の支援(4事業) 平均達成率 50.1%

【目指すべき方向】

- ① 女性の労働条件の向上
- ② 職場(事業所)における理念の普及
- ③ 女性参画にかかる各種制度の理解醸成

【事業】

- (1) 女性活躍推進に関連した研修会等の実施
- (2) 女性が活躍するための情報提供

(3) 市の職員が率先してワークライフバランスを実践

(4) 家族経営協定などの締結による女性労働の評価と待遇改善を促進

施策の方針2 ワークライフバランスの推進(3事業) 平均達成率 66.6%

【目指すべき方向】

- ① 子育て支援、働き方改革
- ② 地域活動へ参加しやすい職場環境づくり
- ③ 男性の家事、育児、介護等への参加促進
- ④ 事業主や管理者などの意識革新の促進

【事業】

- (1) 子育て支援、働き方改革等、仕事と家庭生活の両立のための啓発活動
- (2) 事業所等への情報発信
- (3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進(育児体験、休暇取得の奨励、育児分担の紹介)

施策の方針3 男女が共に参画する地域活動の推進(4事業) 平均達成率 72.8%

【目指すべき方向】

- ① 地域活動に参画しやすい環境づくり
- ② 地域での慣行やしきたりを考える機運の醸成
- ③ 防災・防犯・交通安全分野での地域活動向上

【事業】

- (1) 女性参加の推進のための環境改善と情報提供(事例紹介)
- (2) 在宅福祉サービスや保育サポーターなどの各種制度の実施
- (3) 女性が地域の活動へ参加できる枠組みの研究
- (4) 防災・防犯・交通安全分野での地域活動に参加する女性の人材確保

施策の方針4 政策方針決定への参画(1事業) 達成率 19.6%

【目指すべき方向】

- ① 政策方針決定の委員会等の適切な運営
- ② 事業所、団体等で女性の活動支援

【事業】

- (1) 審議会・委員会等委員への女性参加の促進

施策の方針5 女性のエンパワーメントの促進(4事業) 平均達成率 96.4%

【目指すべき方向】

- ① 女性の活躍を推進するための研修
- ② 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方の支援
- ③ 農水畜産業に従事する女性の支援

【事業】

- (1) 女性職員の能力開発と管理職員への登用を実施
- (2) 市内企業に対し受け入れの推奨
- (3) 起業支援への情報提供

(4) 放課後児童クラブの預かり時間の延長及び休日への対応

基本目標3 すべての人が健やかで安心できる環境づくり

施策の方針1 生涯を通して健康の保持と増進(4事業) 平均達成率 97.6%

【目指すべき方向】

- ① 母子保健の保持と増進
- ② 生涯にわたる健康づくりの推進

【事業】

- (1) 食と健康づくりイベントの開催
- (2) 社会的弱者の家庭を注視
- (3) 高齢者の介護予防、健康維持等の事業
- (4) 家庭の就労形態や児童の個性課題に即した保育サービス提供の相談

施策の方針2 暴力の根絶(4事業) 平均達成率 97.2%

【目指すべき方向】

- ① 弱者に対する暴力の根絶
- ② 様々なハラスメントの防止策の推進

【事業】

- (1) 相談事業の充実と関連機関との連携強化
- (2) 様々なハラスメント、暴力に関する防止及び啓発
- (3) ネグレクト、心理的虐待の把握
- (4) 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催

施策の方針3 様々な課題を抱える方への支援(4事業) 平均達成率 93.3%

【目指すべき方向】

- ① 要支援者の自立の促進
- ② 要支援者及び介護者への支援

【事業】

- (1) 高齢者の就労支援(シルバー人材センター等への支援)
- (2) 障がい者への就労支援
- (3) 地域福祉活動計画の推進
- (4) ひとり親家族等相談事業の充実及び情報提供

基本目標4 男女共同参画社会の実現のためのしくみづくり

施策の方針1 市民との協働による推進体制の充実(2事業) 平均達成率 32.1%

【目指すべき方向】

- ① 市民との双方向での情報提供や提案
- ② 地域コミュニティ及び市民ネットワークの構築
- ③ 地域防災・復興体制の構築

【事業】

- (1) 地域、市民団体との情報共有及び意見交換
 - (2) 地域での防災・防犯・交通安全などの様々な活動に対する連携や支援
- 施策の方針2 他団体との協働による推進体制の充実(2事業) 平均達成率 35.7%

【目指すべき方向】

- ① 事業所との双方向での情報提供や提案
- ② 国や県、他の市町村との連携
- ③ NPO、地域団体等の育成及び連携

【事業】

- (1) 事業所とのネットワークの構築と情報交換
 - (2) 国・県・他市との情報交換や共同事業の展開
- 施策の方針3 市役所内の推進体制の充実(3事業) 平均達成率 83.3%

【目指すべき方向】

- ①市役所での組織設置と運営及び効果的な事業展開
- ②行政での相談体制の整備

【事業】

- (1) 実施計画の進行管理及び内容修正
- (2) 庁内連絡会議の実施
- (3) 福祉情報提供の充実(相談窓口)

総合的に検証をすると、前計画(3次)で事業を推進したことにより、一定の成果がありました。ただし、男女共同参画社会の実現に向けては、持続的に取り組むべきものや新型コロナウイルス感染症の影響で達成がなされていない事業も多いため、今後、更に取り組むべき課題もあると考えられます。

(6) 今後の課題と目指す方向性

基本目標1 男女共同参画社会の実現を目指した意識づくりの取り組み状況

概ね順調ですが、「男女共同参画社会に対する意識改革」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、固定的役割分担意識の改革、社会制度や慣習に対する意識改革(向上)のための事業が順調に進んでいるとはいえません。今後は、関係各課と連携した取り組みを強化することが必要と考えられます。

基本目標2 すべての人が自分らしく活動できる社会づくりの取り組み状況

概ね順調ですが、「審議会・委員会等委員への女性参加の促進」については、当時の目標指数の女性比率30%以上を達成することができませんでした。今後は、関係課に他市自治体の事例を紹介しながら女性比率を上げていくように啓発していくことが必要と考えられます。

基本目標3 すべての人が健やかで安心できる環境づくりの取り組み状況

大部分の事業が目標達成率9割以上であり、順調であるといえます。引き続き、取り組みの維持をしつつ、福祉部署と協力して市民のニーズに合わせた環境づくりに取り組んでいきます。

基本目標4 男女共同参画社会の実現のためのしくみづくりの取り組み状況

新型コロナウイルス感染症の影響により、「市民との協働による推進体制の充実」及び「他団体との協働による推進体制の充実」に係る事業の実施が少なく、順調に進んでいるとはいえません。今後は、ICT を活用するなどの工夫及び関係機関と連携した取り組みを強化することが必要と考えられます。

第3章 基本方針

(1) 基本理念

基本理念を定めるにあたって、次の3つの要素を重視しています。

まず、一つ目として、行方市総合戦略書(改訂版)に基づいた考え方と整合性をもち、行方市における「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくり」を目指すものとします。

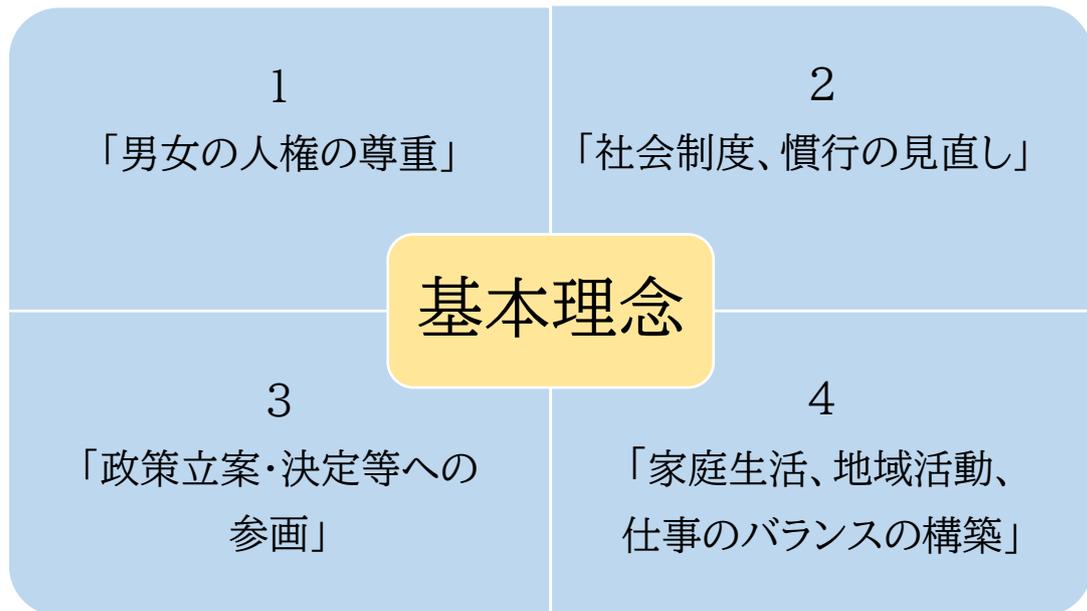
二つ目として、これまで行方市で取り組んできた、男女共同参画社会に向けた各種事業を「継続」しつつ、十分に検証して必要に応じた「改革」や新たな事業展開を進めるものとします。

三つ目として、国が策定した第5次男女共同参画基本計画の「すべての女性が輝く令和の社会」の実現及びその他関連法についての事業なども踏まえた事業展開ができるものとします。

令和6年4月には、人口戦略会議から人口減少に伴って将来において消滅可能性がある地方自治体が全国で744団体とされ、行方市もこれに含まれていました。同会議の分析レポートによると本市は、「自然減対策が必要かつ社会減対策が極めて必要」という結果がでています。

一方で行方市は、常陸国風土記に記載があるように1,300年以上前から、人々が生活してきた地域とされています。また、本市の麻生地区は、千年前の生活等を検証した「千年村プロジェクト」の千年村認証を平成29年3月に受けています。このように、住民が長く暮らしてきた歴史から生活しやすい地域として証明されていると考えられます。

以上のことを踏まえて、「男女が性差にとらわれず暮らしやすい社会づくり」ために、市民一人ひとりが個性と能力を活かしながらあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。そのために、次の考え方を基本理念として積極的に進めていきます。



基本理念1 「男女の人権の尊重」

男女の個人としての尊厳を重んじていきます。性別によることなく、一人ひとりが個人として能力を発揮し、多様な生き方ができる社会づくりを進めていきます。

基本理念2 「社会制度、慣行の見直し」

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行、しきたりなどを見直していきます。

基本理念3 「政策立案・決定等への参画」

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる政策や方針の決定などに参画できるようにしていきます。

基本理念4 「家庭生活、地域活動、仕事のバランスの構築」

男女が互いに協力しあい、家庭生活において家族の一員として役割を果たしながら、同時に仕事や地域活動ができるようにしていきます。

(2) 基本目標

本計画の基本理念に基づき、3つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、全ての人々が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすい広報・啓発活動を行います。

さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう、児童生徒の発達段階に応じて学校などのあらゆる場において、男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するために、法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等を充実します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、多様なライフスタイルに応じた働き方の選択ができるように、育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組みます。

さらに、市や市の職員が、模範となるように女性委員や管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

生涯にわたり心豊かな暮らしを実践するために、性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の疾病予防についての正しい知識を普及し、健康支援を目指します。

また、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、各種支援サービス等の環境整備を行い、生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った包括的なきめ細やかな支援体制の構築を目指します。

さらに、東日本大震災や近年日本各地で発生している豪雨などの大規模な災害から防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

(3) 計画の体系	
基 本 理 念	1 男女の人権の尊重 2 社会制度、慣行の見直し 3 政策立案・決定等への参画 4 家庭生活、地域活動、仕事のバランスの構築

【基本目標】

【施策の方針】

【主な取り組み】

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
1 正しい理解と意識改革	1 市民の意識改革(向上)のための啓発活動 2 男女共同参画社会に関する情報提供等 3 社会制度(慣習)見直しの意識向上
2 推進するための教育と学習の充実	1 子どもたちの教育の推進 2 生涯学習における教育(学習)の推進 3 充実した教育のための指導者の育成
3 他団体との協働による推進体制の充実	1 事業所との双方向での情報提供や提案 2 国や県、他の市町村との連携 3 NPO、地域団体等の育成及び連携
4 市役所内の推進体制の充実	1 市役所での組織設置と運営及び効果的な事業展開 2 行政での相談体制の整備
II あらゆる分野における女性の参画拡大	
1 働く場における女性参画の支援	1 女性の労働条件の向上 2 職場(事業所)における男女平等の理念の普及 3 女性参画にかかる各種制度の理解醸成
2 ワークライフバランスの推進	1 子育て支援、働き方改革 2 地域活動へ参加しやすい職場環境づくり 3 男性の家事、育児、介護等への参加促進 4 事業主や管理者などの意識革新の促進
3 男女が共に参画する地域活動の推進	1 地域活動に参画しやすい環境づくり 2 地域での慣行やしきたりを考える機運の醸成 3 防災・防犯・交通安全分野での地域活動向上
4 政策方針決定への参画	1 政策方針決定の委員会等の適切な運営 2 事業所、団体等で女性の活動支援
5 女性のエンパワーメントの促進	1 女性の活躍を推進するための研修 2 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方の支援 3 農水畜産業に従事する女性の支援

Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現	
1 市民と協働による推進体制の充実	1 市民との双方向での情報提供や提案 2 地域コミュニティ及び市民ネットワークの構築 3 地域防災・復興体制の構築
2 生涯を通して健康の保持と増進	1 母子保健の保持と増進 2 生涯にわたる健康づくりの推進
3 暴力の根絶	1 弱者に対する暴力の根絶 2 様々なハラスメントの防止策の推進
4 様々な課題を抱える方への支援	1 要支援者の自立の促進 2 要支援者及び介護者への支援 3 困難な問題を抱える女性への支援

第4章 施策の展開

基本目標 I

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

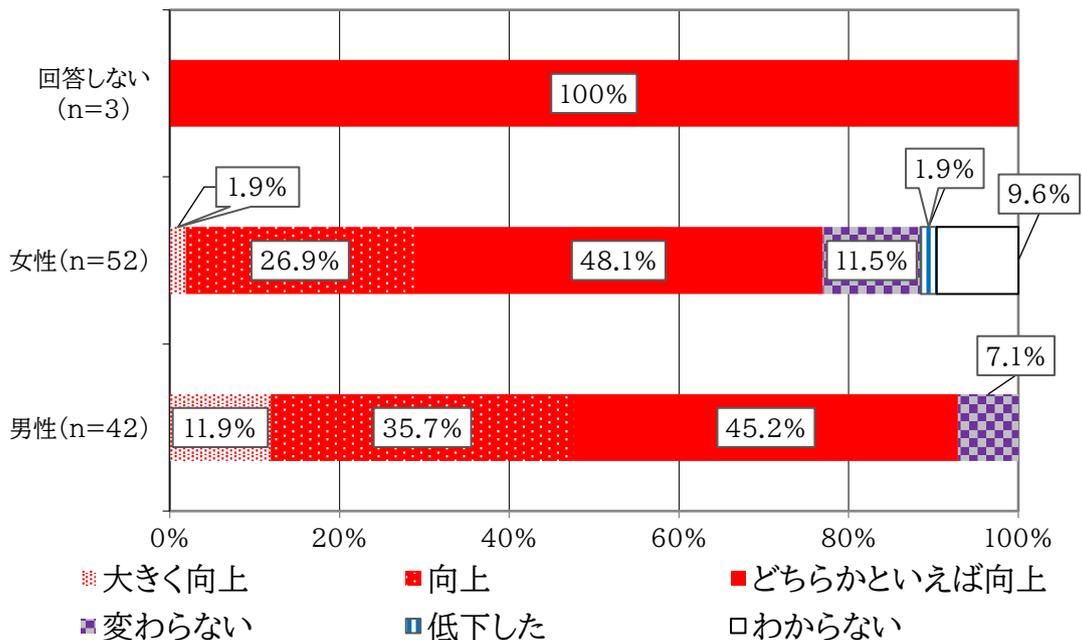
1 正しい理解と意識改革

【現状と課題】

市民意識調査によると、市内での「この10年間で男女共同参画社会の意識」では、女性76.9%（大きく向上、向上、どちらかといえば向上の合計）、男性92.8%（大きく向上、向上、どちらかといえば向上の合計）と、男女ともに7割以上が向上と回答しており、特に男性の意識向上が顕著です。

※男女共同参画に関する市民意識調査結果は、P51ページ以降を参照。

10年前と比較して男女共同参画社会への意識についてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、市をはじめ国をあげての取り組みなどにより、男女共同参画社会への意識は男女ともに向上していますが、さらに向上させていくために市民への啓発活動や慣習の見直しなどに取り組むことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 市民の意識改革(向上)のために啓発活動を行います。

これまでの取り組みや活動により、市民の意識は着実に向上しています。引き続き意識向上のための啓発活動を進めていく必要があります。

② 男女共同参画社会に関する情報収集を行い市民へ情報を提供します。

男女共同参画社会は、一定の理解が進んでいます。さらに、国、県、企業などからの情報収集をもとに、市民へ積極的に情報提供をしていく必要があります。

③ 社会制度や慣習の見直しに向けた意識の向上を図ります。

暮らしやすいまちになるよう、生活スタイルの見直しなど意識の向上を図る必要があります。

【事業例】

- ・「なめがたエリアテレビ」を利用して、視覚的(ビジュアル)な視点での啓発を進めます。
- ・性別のない市のキャラクター「なめりーミコット」を活用した啓発を進めます。
- ・固定的役割分担意識の改革、社会制度や慣習に対する意識改革(向上)のための事業を関係各課と連携して実施します。
- ・ポスターやチラシを活用して積極的な啓発を進めます。

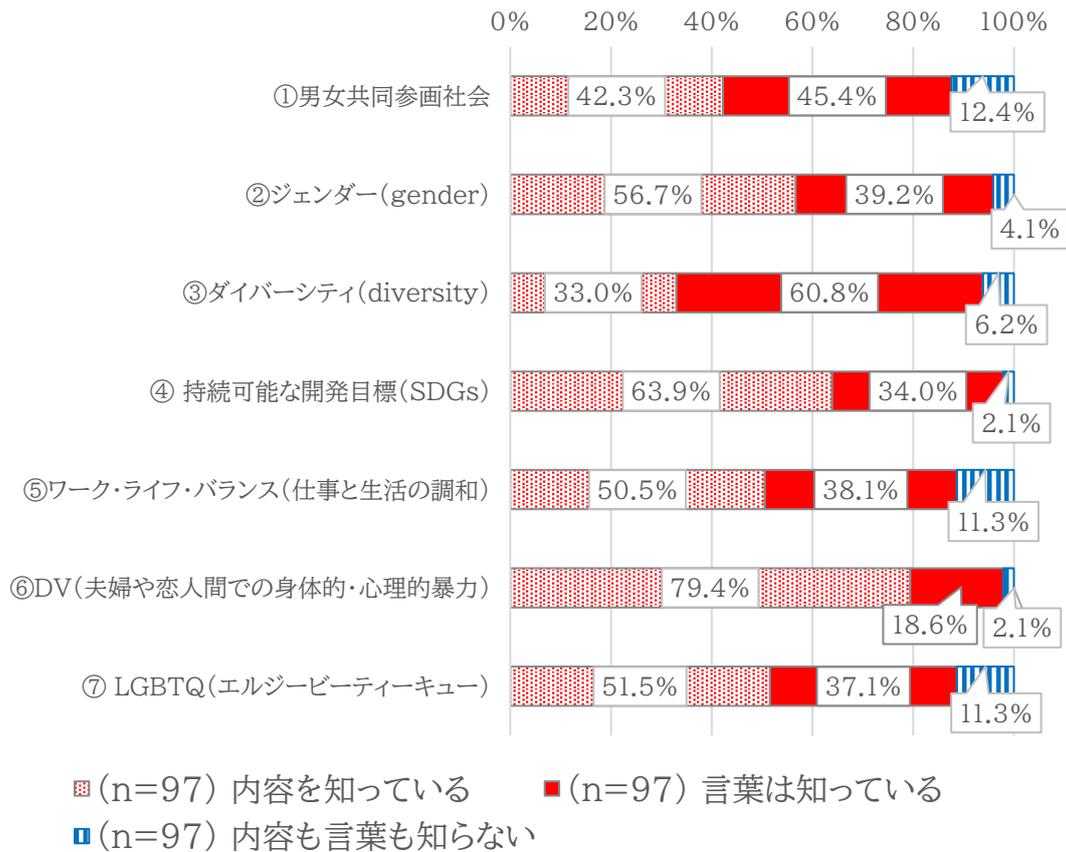
2 推進するための教育と学習の充実

【現状と課題】

市民意識調査によると、「男女共同参画社会」は、87.7%、「持続可能な開発目標」と「DV」の認知度はともに97.9%となっていて、高い認知度といえます。

一方で、内容まで知っている方の割合は、「男女共同参画社会」及び「ダイバーシティ」ともに過半数以下です。

認知度調査【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、市をはじめ国をあげての取り組みなどにより、男女共同参画社会等の本調査項目の認知度は、一定のレベルとなっていますが、さらに向上させていくために学習の機会確保や指導者育成などに取り組むことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 子どもたちの教育を推進します。
行方市の将来を担う子どもたちが、性別による固定的役割分担意識などにとらわれないう、家庭、地域、学校において指導や教育等を行います。
- ② 生涯学習における教育(学習)を推進します。
子どもから高齢者まで、生涯学習の機会において、男女共同参画の視点での教育、学習を推進します。
- ③ 充実した教育のために指導者を育成します。
学校教育において、適切な指導ができる人材及び家庭や地域での指導者の育成を進めます。

【事業例】

- ・学校やPTA組織内でのコミュニケーションの円滑化を進めます。
- ・県や市、関係機関が開催する研修会への参加を推奨していきます。
- ・小中学校等の先生の指導力向上へ向けた支援を行います。
- ・地域の子供は地域社会全体で育てるという考えにより、地域人材を活用した訪問型家庭教育を支援します。

3 他団体との協働による推進体制の充実

【現状と課題】

女性活躍推進法の趣旨に沿って、市役所と市役所以外の団体間での連携や協働などの積極的な展開が必要となっています。

【目指すべき方向】

- ① 事業所との双方向での情報提供や提案を進めます。
市内事業所等との連携により、双方向での情報提供や行政への施策提案を受けて本計画の実施計画等へ活かすような取り組みを進めていきます。
- ② 国や県、他の市町村との連携を進めます。
国や県での制度・施策に対する理解を深めるために、引き続き連携を進めていくとともに、他の市町村の施策等を参考とするために情報に関する連携を進めていきます。
- ③ NPO、地域団体等の育成及び連携を進めます。
関連する NPO 法人や地域団体等の設置を支援するとともに、連携による情報共有や課題の検討、施策展開などを進めていきます。

【事業例】

- ・事業所とのネットワークを構築し、働き方改革やワークライフバランス等の市内事業所等に対し周知を図り、事業所からの求めに応じた事例等を紹介します。
- ・県主催の研修会や鹿行地区等の男女共同参画推進研究会へ参加します。

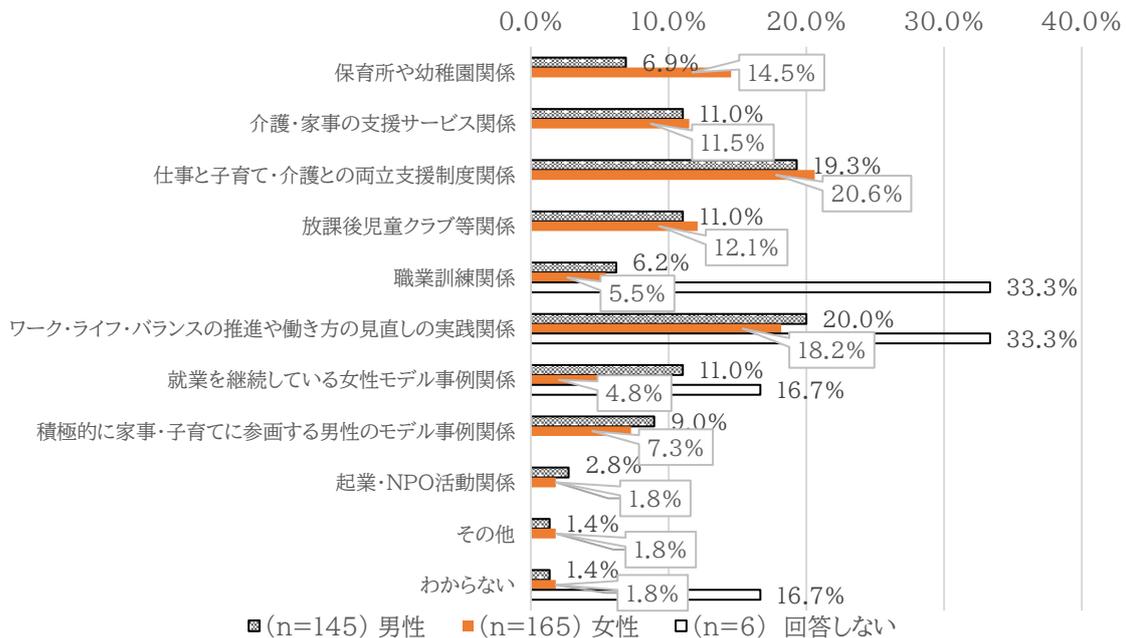
4 市役所内の推進体制の充実

【現状と課題】

市民意識調査によると、男女ともに女性が活躍するために市に設置を望む相談窓口は、「仕事と子育て・介護との両立支援制度関係」や「ワークライフバランスの推進や働き方の見直しの実践関係」への関心が高くなっています。

女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか(複数選択)

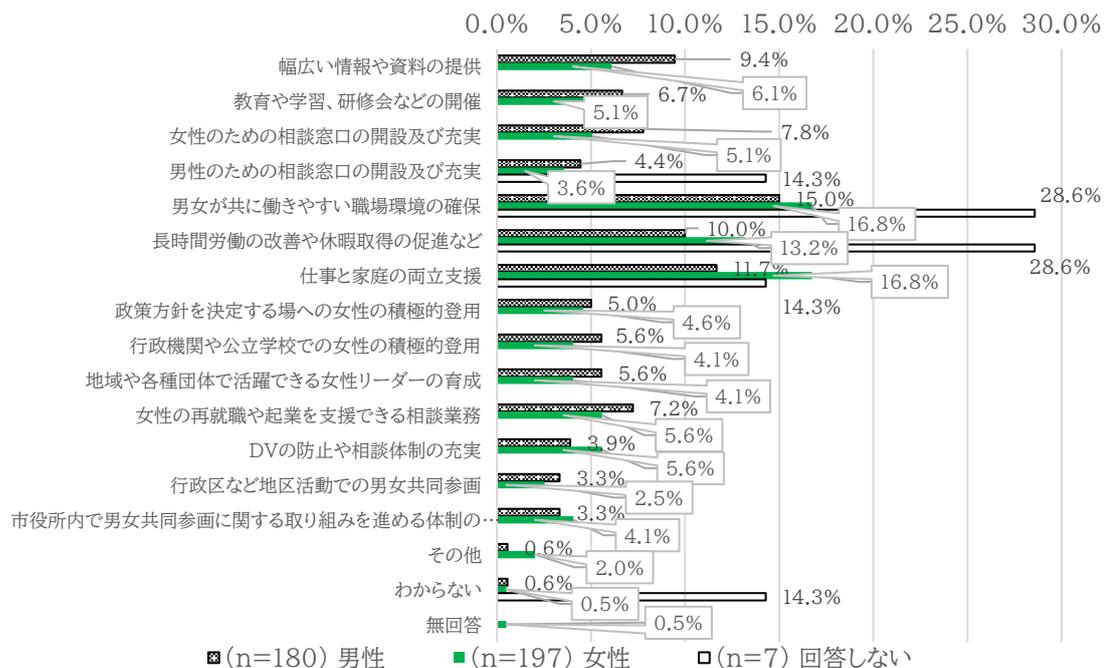
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

また、市(行政)が力を入れるべき施策については、「男女が共に働きやすい職場環境の確保」、「長時間労働の改善や休暇取得の促進など」、「仕事と家庭の両立支援」への回答率が高くなっています。

市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか(複数回答)【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、仕事と家庭を両立するための相談窓口及び支援が求められていることがわかります。また、労働環境の改善によるワークライフバランスの推進に取り組むことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 市役所での組織設置と運営及び効果的な事業展開
庁内関係部署による連絡会議を設置するとともに、本計画の進行管理のために推進組織を設置し運営していきます。
- ② 行政での相談体制の整備
様々な情報提供や多様な支援を行うため、行政に相談窓口を開設していきます。

【事業例】

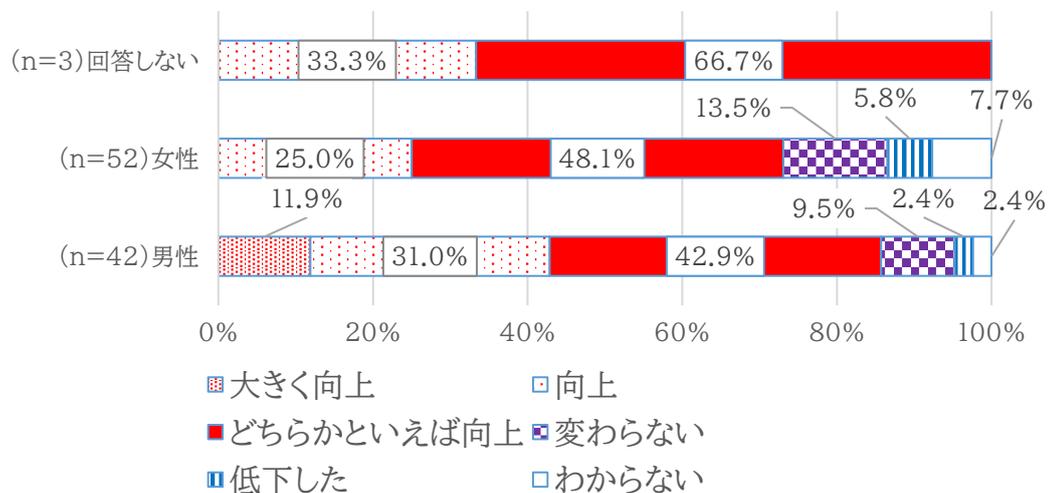
- ・計画の進行管理を含め、施策の総合的、効果的な推進や地域の変化や社会の動きに即して事業の見直しを図ります。併せて、関係課と連携した事業を実施します。
- ・広報紙、なめがたエリアテレビ、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。
- ・高齢者における相談窓口を「地域包括支援センター」及び「高齢者相談センター」の市内4ヵ所に対応します。
- ・保育所入所関係、放課後児童クラブ関係、また児童福祉に関する相談の事案に迅速に対応するための的確な情報提供に努めます。

1 働く場における女性参画の支援

【現状と課題】

市民意識調査によると、市内での「10年前と比較して職場(学校)での実践行動の変化」では、女性73.1%(向上25.0%+どちらかといえば向上48.1%)、男性85.8%(大きく向上11.9%+向上31.0%+どちらかといえば向上42.9%)が向上したと回答しています。

10年前と比較して職場(学校)での実践行動についてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、職場(学校)での改善傾向はあると評価する市民が多いという結果となり、今までの取り組みが一定の成果を上げているといえます。今後も引き続き、女性参画が進むよう、理念の普及や制度の周知などを行っていくことが重要です。

【目指すべき方向】

① 女性の労働条件の向上を図ります。

女性の労働条件(賃金、休暇、登用など)を向上させることで、男女労働者間の平等を確保します。

② 職場(事業所)における男女平等の理念を普及させます。

各職場(事業所)において、経営者から管理職、新規採用者まで広範囲にわたり男女平等の理念を普及させます。

③ 女性参画にかかる各種制度の理解を深めていきます。

「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「女性活躍推進法」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などに関連する各種制度の情報提供を進めるなどで理解を深

めていきます。

【事業例】

- ・働き方、タイムマネジメント、女性活躍に関係した研修会を実施します。
- ・時間外労働の減、休暇取得などの環境づくりを促進するために、事業所及び市民へ各種制度の情報提供を実施します。

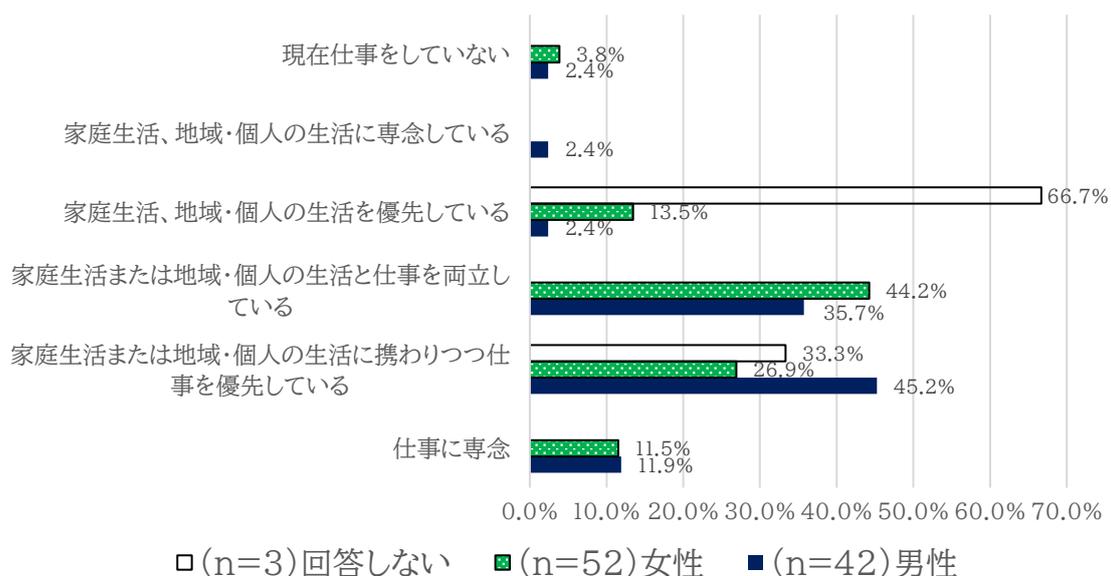
2 ワークライフバランスの推進

【現状と課題】

市民意識調査によると「ワークライフバランスの認知度」は、88.6%となっています。
(P23参照)

また、男女を比較すると、女性は家庭生活、地域・個人の生活を優先している方の割合が男性よりも高く、依然と家庭生活、地域・個人生活を優先していることがわかります。

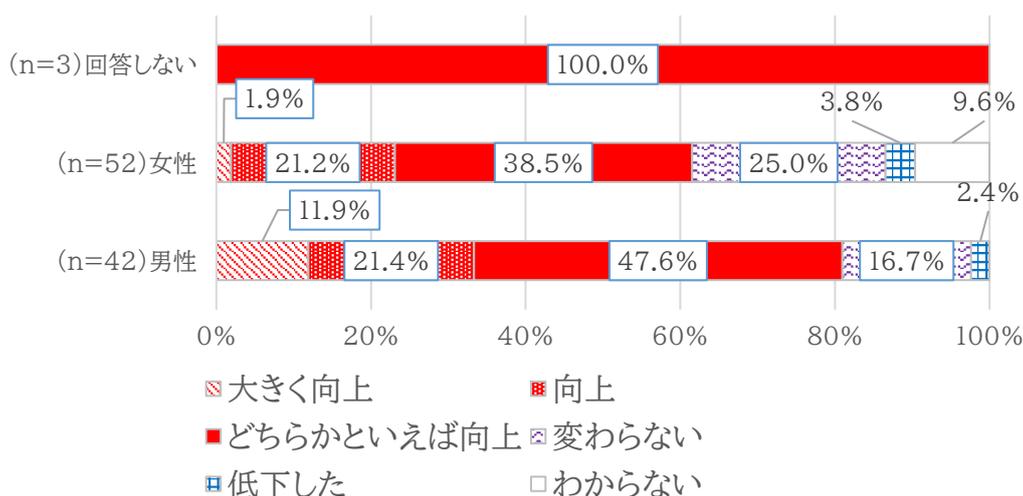
現在の状況についてお聞きます【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

市民意識調査「10年前と比較して家庭生活での実践行動の変化」では、女性61.6%（大きく向上1.9%+向上21.2%+どちらかといえば向上38.5%）、男性80.9%（大きく向上11.9%+向上21.4%+どちらかといえば向上47.6%）となっており、意識は向上しています。

10年前と比較して家庭生活での実践行動についてお聞きます
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、一定の市民は、家庭での実践行動が高まっていること、多くの市民は家庭と仕事を両立しているものの、依然と仕事優先となっている方の割合も高いことから、引き続き、働き方改革や子育て支援、事業所への情報提供などを行っていくことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 子育て支援、働き方改革を進めます。
子育て支援や職場環境を改善することで、家庭や職場での労力負担等の軽減を図ります。
- ② 地域活動へ参加しやすい職場環境を作ります。
職場における地域活動への理解を進めて、地域活動へ参加しやすい環境を整えていきます。
- ③ 男性の家事、育児、介護等への参加を促進します。
家庭での家事、育児、介護等への参加意識を高めるとともに実践行動に結びつけることができるよう情報提供などに努めます。
- ④ 事業主や管理者などの意識革新を促進します。
事業所（職場）等を対象として、新たな制度等の情報提供や先進事例、市内での事例などを紹介して、意識革新を促進します。

【事業例】

- ・地域子育て力アップ講座を開催します。
- ・男性の家事・育児・介護への参加の促進に関連する講座を実施します。
- ・市報やホームページなどで子育て支援、働き方改革等、仕事と家庭生活の両立に関する周知啓発を行います。

3 男女が共に参画する地域活動の推進

【現状と課題】

市民意識調査の「男女優遇比較」における女性の回答によると、男性のほうが、家庭及び職場において優遇されているというアンケート結果がでました。

一方で、男性の回答では家庭及び職場においては、ほぼ対等の割合が高いという結果になりました。

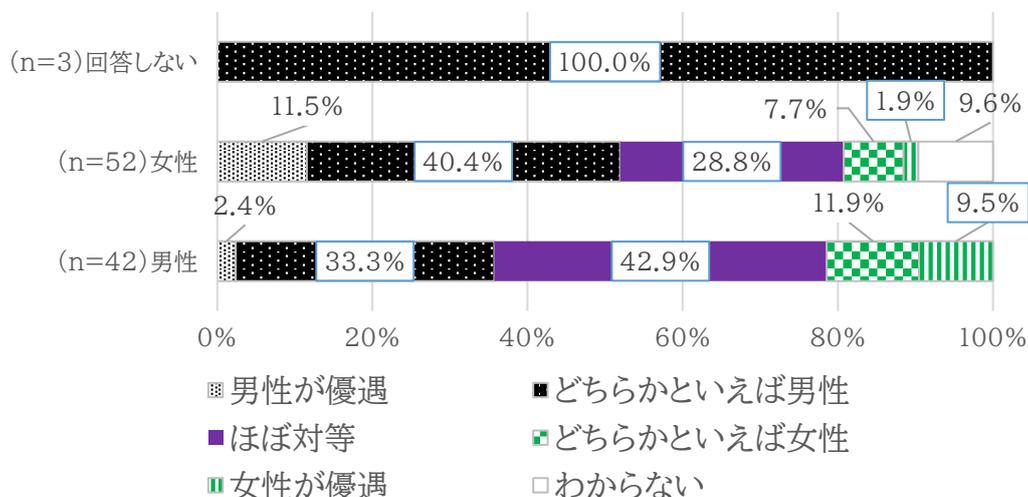
≪女性の回答≫

- 〈家庭〉 男性が優遇51.9% (男性が優遇11.5%+どちらかといえば男性40.4%)
女性が優遇9.6% (女性が優遇1.9%+どちらかといえば女性7.7%)
ほぼ対等28.8%
- 〈職場〉 男性が優遇61.6% (男性が優遇23.1%+どちらかといえば男性38.5%)
女性が優遇3.8% (どちらかといえば女性が優遇3.8%)
ほぼ対等26.9%

≪男性の回答≫

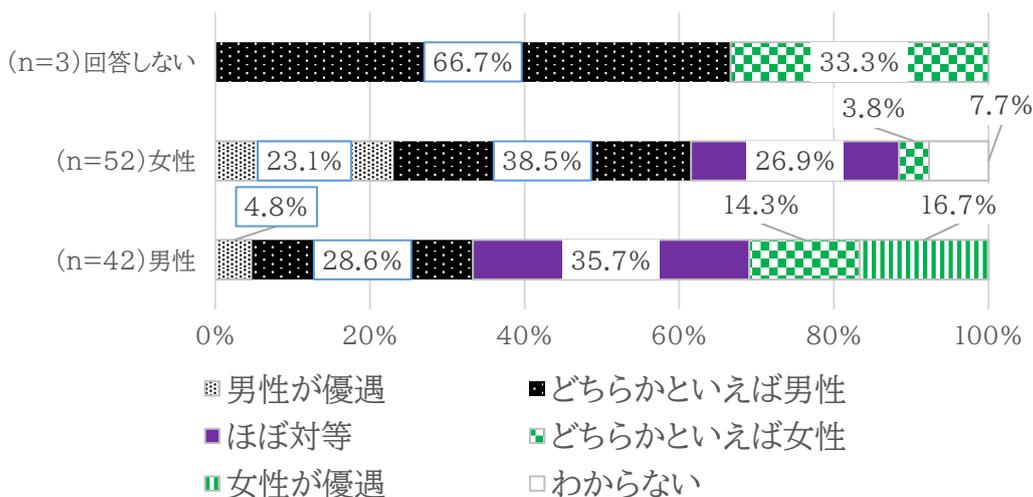
- 〈家庭〉 男性が優遇35.7% (男性が優遇2.4%+どちらかといえば男性33.3%)
女性が優遇21.4% (女性が優遇9.5%+どちらかといえば女性11.9%)
ほぼ対等42.9%
- 〈職場〉 男性が優遇33.4% (男性が優遇4.8%+どちらかといえば男性28.6%)
女性が優遇31% (女性が優遇16.7%+どちらかといえば女性14.3%)
ほぼ対等35.7%

家庭生活において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

職場において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、男女平等感は性別ごとに乖離があるため、引き続き、女性視点からの男性優遇の改善や慣行の見直しなどが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 地域活動に男女が共に参画できる環境を目指します。
地域での活動が円滑に進められるように、固定化された男女の役割などを地域(家庭)内で見直すことができるような取り組みを促進します。
- ② 地域での慣行やしきたりを考える機運を高めます。

地域での慣行見直しの機運を高めるような取り組みを促進します。

③ 防災・防犯・交通安全分野における地域活動を活発化させます。

安全安心な環境づくりに向けて、女性の視点を取り入れた防災・防犯などに係る地域活動を促進します。

【事業例】

・固定的分担役割意識にとらわれないように地域住民の意識改革を促すため、地域で活動する市民団体等と意見交換を行います。

・社会福祉協議会へ子育てサポートセンター事業を委託継続し援助を受けることを希望する方及び育児の援助を行うことを希望する方を組織会員とし、相互援助を行うことを支援します。さらに、会員が地域において仕事及び育児又は介護を両立できる環境を整備します。

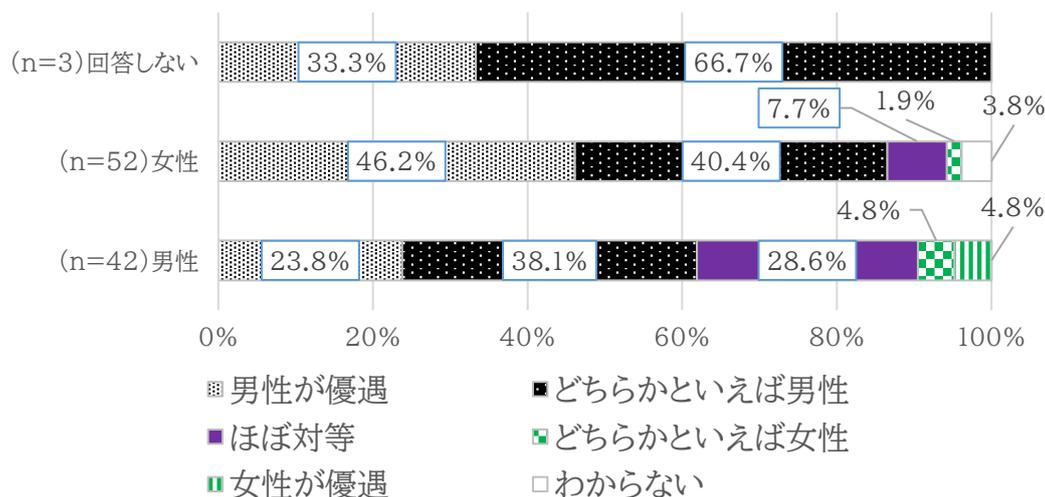
・女性の視点を取り入れた防災・災害対応に取り組みます。

4 政策方針決定への参画

【現状と課題】

市民意識調査の「男女優遇比較」における回答によると、女性86.6%（男性が優遇46.2%+どちらかといえば男性40.4%）、男性61.9%（男性が優遇23.8%+どちらかといえば男性38.1%）と男性のほうが、政治や行政において優遇されているというアンケート結果がでました。

政治や行政において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、各分野での政策方針決定へバランスよく女性が参画できるような取り組みが重要です。また、現在、行方市議会に女性議員がいないことも結果に影響を与えていると考えられます。

【目指すべき方向】

- ① 政策方針決定の委員会等における適切な運営を支援します。
市の審議会等において、適材適所の人的配置や意見集約ができるよう取り組みを進めていきます。
- ② 事業所、団体等で女性の活動を支援します。
行政に限らず、民間事業者や民間団体などで男女共同参画に関わり、活躍する女性を多くの情報媒体で紹介していきます。

【事業例】

- ・女性消防団員による住民に対する防災教育や応急手当の普及指導等を実施します。
- ・審議会や委員会等の男女比調査を実施し、選考方法を考慮して女性参加を促します。

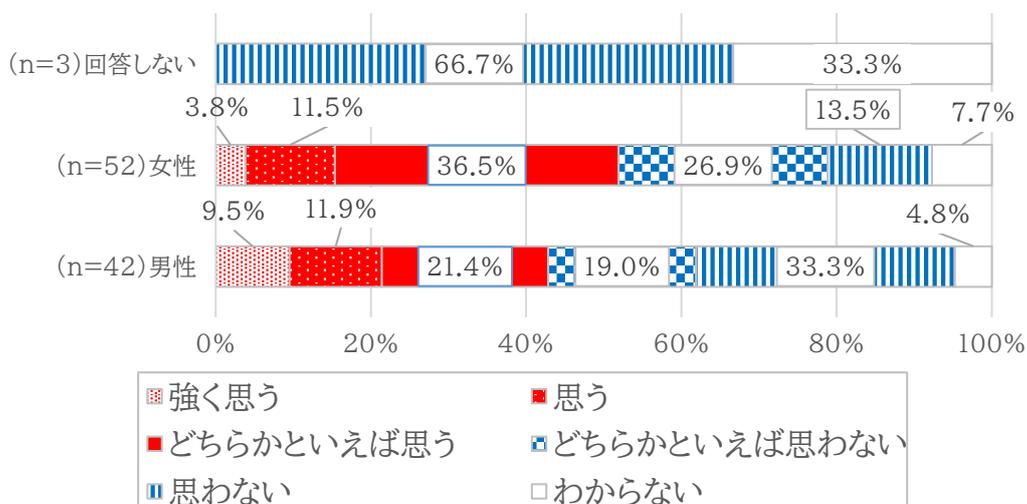
5 女性のエンパワーメントの促進

【現状と課題】

市民意識調査の「女性は仕事を持っていても、家庭や子育ては優先すべきだと思いますか」について、女性51.8%（強く思う3.8%+思う11.5%+どちらかといえば思う36.5%）、男性42.8%（強く思う9.5%+思う11.9%+どちらかといえば思う21.4%）と女性のほうが、家庭や子育てを優先すべきという固定観念があるというアンケート結果がでました。

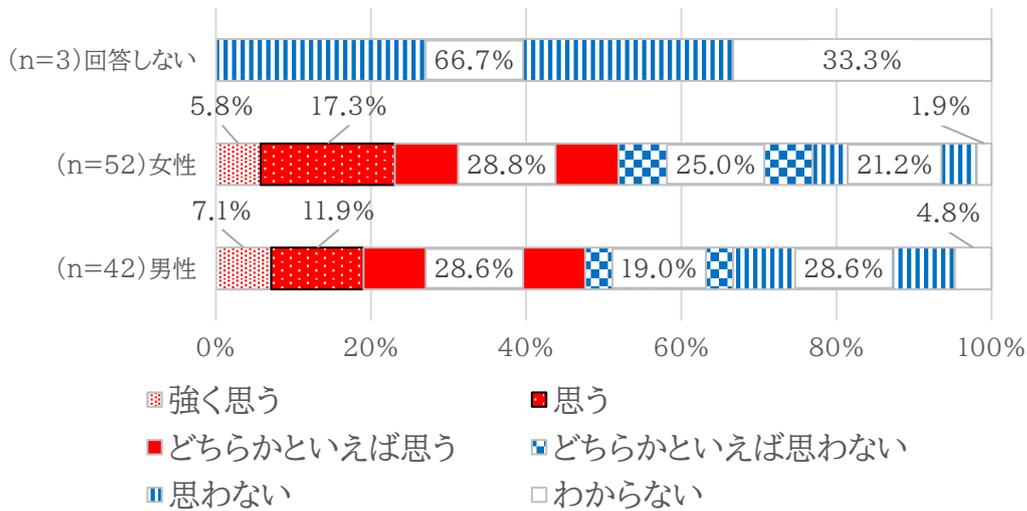
同調査の「男性は一家の中心として家族を一つにまとめ指導力を発揮すべきだと思いますか」について、女性51.9%（強く思う5.8%+思う17.3%+どちらかといえば思う28.8%）、男性47.6%（強く思う7.1%+思う11.9%+どちらかといえば思う28.6%）とわずかに女性のほうが、男性は指導力を発揮すべきという固定観念があるというアンケート結果がでました。

女性は仕事を持っていても、家庭や子育ては優先すべきだと思いますか
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

男性は一家の中心として家族を一つにまとめ指導力を発揮すべきだと思いますか
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、女性が多様な場所で能力を発揮し、企業や経営能力を高めることで、「女性は家庭や子育てを優先すべき」、「男性は指導力を発揮すべき」という固定観念にとらわれない社会を目指すことが重要です。

【目指すべき方向】

- ① 女性の活躍を推進するための研修等に取り組みます。
国、県の研修機会を活用することや行方市の現状を踏まえた研修にて、人材育成に努めます。
- ② 女性の起業や経営能力向上、多様な働き方を支援します。
女性の経済分野での活躍を促進するために、起業や経営能力を高めるよう情報提供などの取り組みを進めていきます。
- ③ 農林畜産業に従事する女性の支援
行方市は農林畜産業に従事する女性の割合が高く、女性が様々な場面で参画や活動ができるよう支援していきます。

【事業例】

- ・女性職員の能力を発揮しやすい部署への配置や研修などにより、管理的地位にある職員に占める女性の割合を引き上げます。
- ・起業ビジネスプラン塾を実施します。

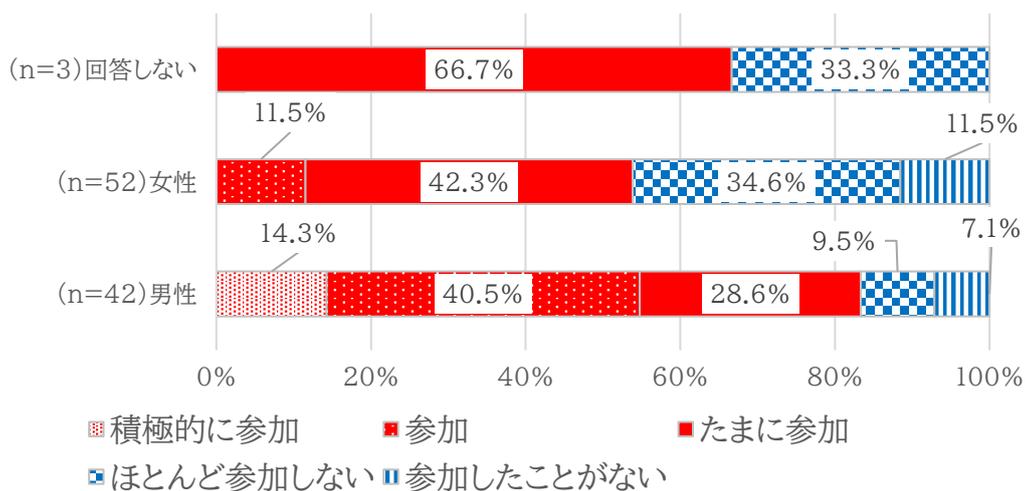
1 市民との協働による推進体制の充実

【現状と課題】

市民意識調査の「行政区での自治活動、町内会など」について、女性53.8%（参加11.5%+たまに参加42.3%）、男性83.4%（積極的に参加14.3%+参加40.5%+たまに参加28.6%）と男性の参加率が高いというアンケート結果がでました。

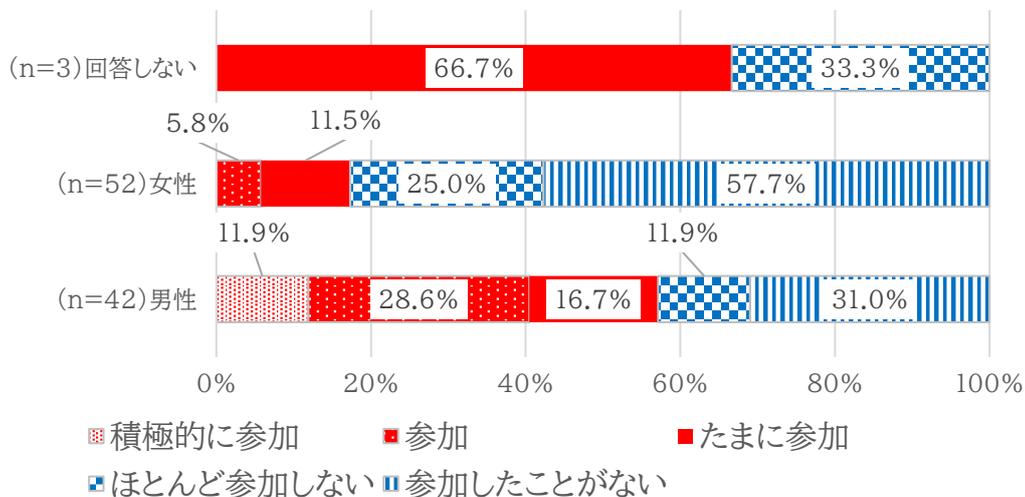
同調査の「防災に関すること（消防団、自主防災組織など）」についても、女性17.3%（参加5.8%+たまに参加11.5%）、男性57.2%（積極的に参加11.9%+参加28.6%+たまに参加16.7%）と男性の参加率が高いというアンケート結果がでました。

行政区での自治活動、町内会などについてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

防災に関すること(消防団、自主防災組織など)についてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、防災・減災への女性参画の重要性に鑑み、男女共同参画や女性等への配慮の視点を取り入れた「防災」の取り組みについて充実を図ります。

また、総合戦略書では、「みんなが主役のまちづくり」を基本理念としています。市の積極的な事業展開のために庁内体制を充実させ、防災・防犯・交通安全などにおいて地域と連携を図る必要があります。

今後は、市民協働による体制づくりや防災等における地域活動との連携が、さらに重要となります。

【目指すべき方向】

- ① 市民と市役所(行政)の双方向での情報提供や事業提案などを進めていきます。
市民への一方的な情報提供にとどまらず、市民からの意見や情報を共有して施策へ活かすとともに、市民からの事業提案などを活用していきます。また、防災計画、市民協働計画など市で策定する計画において、本計画の趣旨を反映させるよう連携します。
- ② 地域コミュニティ及び市民ネットワークの構築を図ります。
地域での支援や活動を充実させるために、これまで培ってきた「地域での絆」を継承しつつ暮らしやすい地域コミュニティを再構築していきます。また、市民ネットワークを構築して市の課題に「市民力」で対応していきます。
- ③ 男女共同参画の視点に立った地域防災・復興体制の構築を図ります。
日頃から地域での防災活動を進めるとともに災害、復興時における救護や避難の場では、男女の支援ニーズに沿った体制を地域と共に整備していきます。

【事業例】

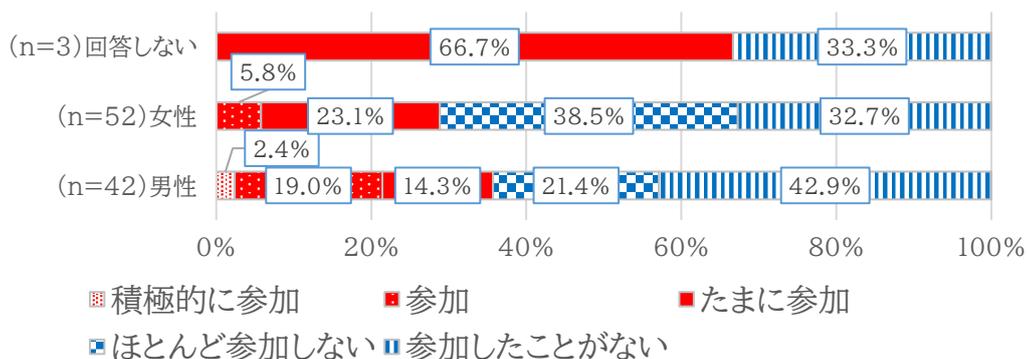
- ・市民が積極的かつ自発的に地域で活動していく仕組みづくりや、市民・行政・事業者等が緊密に連携しながら地域福祉を推進します。
- ・火災予防運動に合わせ、民生委員と連携し独居高齢者宅の防火訪問診断を実施することにより高齢化する地域コミュニティの醸成を図ります。

2 生涯を通して健康の保持と増進

【現状と課題】

市民意識調査の「地域活動参加状況」における回答によると、女性71.2%（ほとんど参加しない38.5%+参加したことがない32.7%）、男性64.3%（ほとんど参加しない21.4%+参加したことがない42.9%）で、ともに保健に関すること（健康づくりなど）について、参加率が低いというアンケート結果がでました。

保健に関すること（健康づくりなど）についてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、保健に関する地域活動の機会を増やすことで、子どもから高齢者まですべての市民の健康づくりを促進することが重要となります。

また、健康で文化的な生活を送るには、健康保持が最大の要因となります。これは、予防医療の観点からも大切な取り組みです。

【目指すべき方向】

- ① 母子保健の保持と増進を図ります。
子どもたちの健やかな育成のために出産前から子育て支援まで、充実した取り組みを進めます。
- ② 生涯にわたる健康づくりを進めます。
市民協働にて持続可能なまちづくりを進めるにあたり、子どもから高齢者までの健康づくりに取り組みます。

【事業例】

- ・乳児全戸訪問、健診未受診者、ハイリスク者を訪問します。
- ・こども家庭センターでの相談を随時受け付けます。
- ・若者世代、成人世代へ食育教育を実施します。
- ・社会的弱者の見守り隊を実施します。

3 暴力の根絶

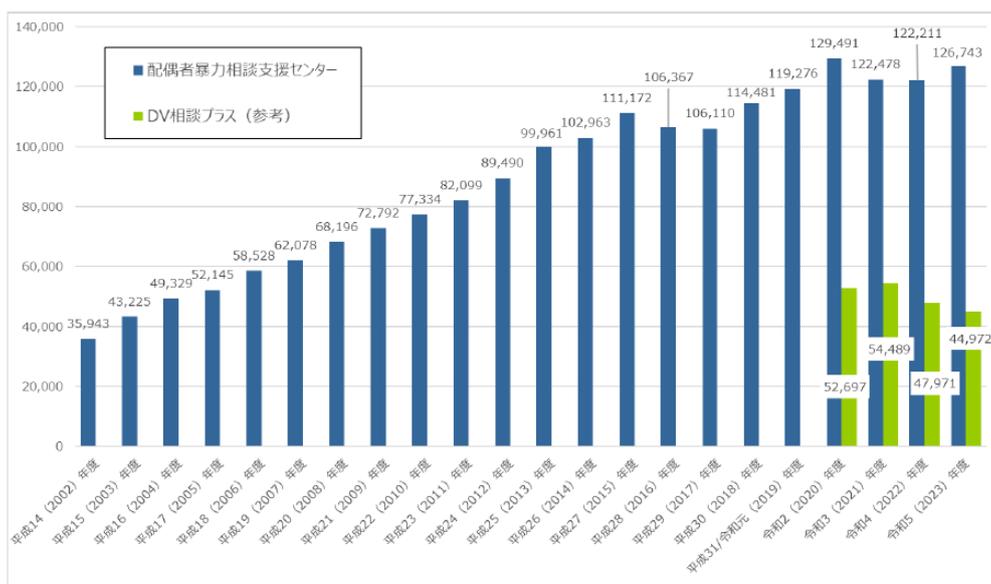
【現状と課題】

市民意識調査によると、市において、「DV※(夫婦などでの暴力)」の認知度は、98% (P23参照)となっていて、大きな関心ごとといえます。

また、社会情勢からは、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。(令和5年度は約12.7万件)

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和5（2023）年度は、約12.7万件で、前年度から増加（前年度比約4%増）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。(令和6年12月時点)

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

※内閣府男女共同参画局ホームページより抜粋

このようなことから、社会問題となっているDVへの対応や生活弱者に対する暴力(虐待)等の取り組みが重要となっています。

※DV:ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的または精神的な苦痛を与える暴力的言動を指す。

【目指すべき方向】

- ① 弱者に対する暴力の根絶を目指します。
安全安心で暮らしやすいまちづくりに向けて、弱者に対する暴力を根絶する取り組みに努めていきます。
- ② 様々なハラスメントの防止策を推進します。
暮らしやすいまちづくりに向けて、様々なハラスメントに関する情報提供や防止策を実施します。

【事業例】

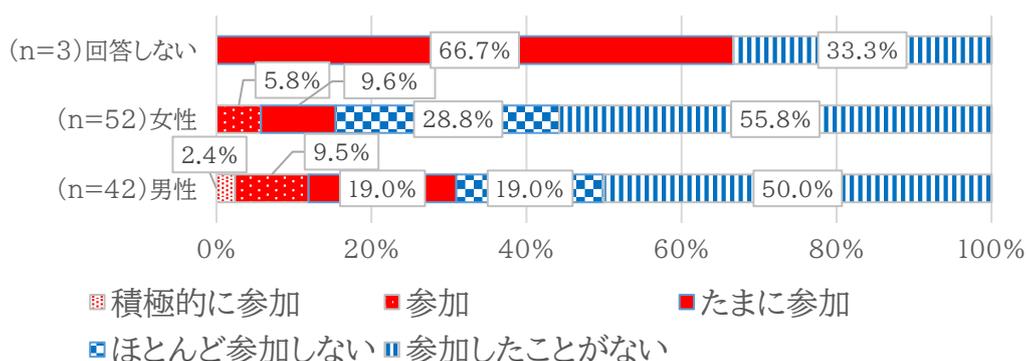
- ・DV 等に関する相談について、茨城県女性相談センター等相談機関と連携して支援します。
- ・臨床心理士、精神保健福祉士等と連携を図り、より専門的で総合的な相談体制を構築します。
- ・様々なケースの相談に対応し、関係各課との連携を図ります。

4 様々な課題を抱える方への支援

【現状と課題】

市民意識調査の「地域活動参加状況」における回答によると、女性84.6%（ほとんど参加しない28.8%+参加したことがない55.8%）、男性69.0%（ほとんど参加しない19.0%+参加したことがない50.0%）で、ともに福祉に関すること（障がい者、高齢者）について、参加率が低いというアンケート結果がでました。

福祉に関すること（障がい者、高齢者）についてお聞きします
【市民意識調査】



※上記グラフは、端数処理により小数点第2位を四捨五入

このようなことから、福祉に関する地域活動の機会を増やすことで、要支援者及び介護者等への支援や課題について理解を深めることが重要となります。

また、社会情勢からは、要支援者への支援について、福祉施策とあわせて実施していくことが求められています。

【目指すべき方向】

- ① 要支援者の自立を促進します。
高齢者をはじめ様々な課題を抱える方が行方市で生きがいを持って自立して暮らせるよう取り組みを進めていきます。
- ② 要支援者及び介護者への支援を行います。
要支援者及び介護者のニーズに沿った必要な支援を行政や地域で行います。
- ③ 困難な問題を抱える女性へ支援を行います。
困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

【事業例】

- ・就職希望の内容によりハローワーク、就職支援センター、または、シルバー人材センターを紹介します。
- ・多様なニーズの把握と情報発信に努め、障がい等の特性に合った就労を支援するとともに、就労支援機関と連携し雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。
- ・様々なハラスメント、暴力に関する問題解決に取り組むための意識啓発及び市報、市ホームページ等で相談窓口の情報を提供します。

第5章 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、本市の現状と現在の社会背景を踏まえた取り組みを実施計画として、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

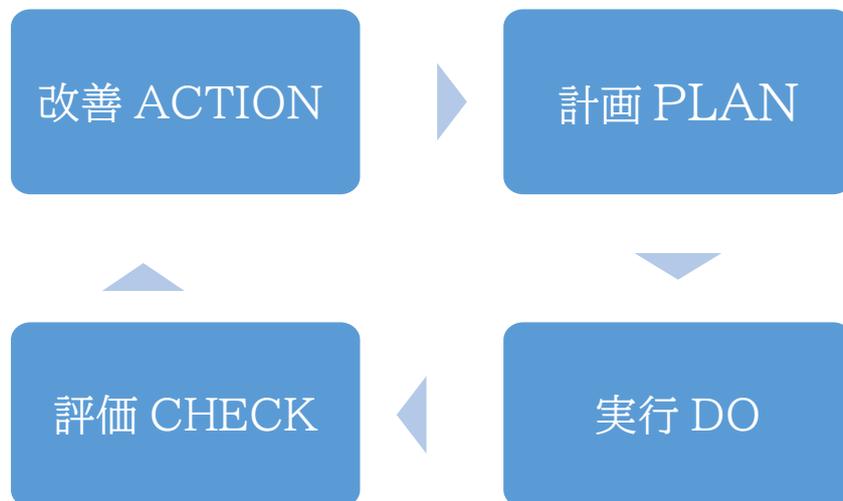
また、市(行政)が直接実施する施策だけでなく、市民、事業所、関係団体等が主体的に取り組むことで、より暮らしやすい行方市の環境づくりにつなげることができます。

以上のことから、庁内関係課による連絡会議を設置して事業推進するとともに、推進組織により進行管理を行っていきます。さらに、市民、事業所、関係団体等と連携する組織等を設置することや市からの情報提供、情報発信などを実施します。

(2) PDCA サイクルによる進行管理

毎年度、実施計画(事業)の進捗状況を以下のPDCAサイクルにより調査確認して、計画の評価・改善を行っていきます。各項目では、現状把握(R:リサーチ)の概念を取り入れて常に検証することになります。

- 計画(PLAN):各事業の方策、目標数値を設定する。
- 実行(DO):計画の内容を踏まえて事業を実施する。
- 評価(CHECK):目標に対する成果及び実施方法等を検証し評価をする。
- 改善(ACTION):評価を踏まえて計画を見直す。



資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和6年度 8月23～ 9月17日	第1回庁内ヒアリング(第3次計画の取組状況等調査・第4次計画の実施 事業計画調査)
10月8日～ 11月11日	男女共同参画に関する市民意識調査
12月13日～ 12月20日	第2回庁内ヒアリング(主要施策・取り組み案の加除修正)
1月7日	庁議(第4次行方市男女共同参画推進計画の策定に係るパブリックコメ ントの実施について)
1月9日～ 1月16日	第3回庁内ヒアリング(主要施策・取り組み案の加除修正の追加調査)
1月23日～ 2月21日	「(案)第4次行方市男女共同参画基本計画」及び「(案)第4次行方市男 女共同参画基本計画【概要】」のパブリックコメント実施

2 実施計画(事業)一覧

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
男女共同参画に関する周知・啓発	I-1-1	男女共同参画に関連するセミナーや情報パンフレット等を窓口や公民館へ配布します。また、男女共同参画週間や男女共同参画推進月間等を周知し、市民の男女共同参画への理解の醸成を図ります。	セミナー・情報パンフレット配布頻度	パンフレットの配布を100%実施	事業推進課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	I-1-2	男女共同参画に関する情報を新聞、雑誌、あるいはマスメディアから収集します。また、収集した情報を市ホームページや広報紙での情報掲載や、なめがたエリア放送を通して情報を提供します。	男女共同参画に関する情報の提供回数	年6回以上	事業推進課
男女共同参画社会に対する意識改革	I-1-3	固定的役割分担意識の改革、社会制度や慣習に対する意識改革(向上)のための事業を関係各課と連携して実施します。	関係各課と連携した事業回数	年1回以上	事業推進課
男女共同参画に関する研修会等への参加	I-1-3	市や女性プラザ等が主催する研修会等の周知を積極的に行い、市民の参加を促し意識の向上を図ります。	研修会等の周知頻度	研修会等の周知年6回以上	事業推進課
学校と連携したキャリア教育の充実	I-2-1	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない授業や職場体験を実施します。	授業や職場体験の実施頻度	各学校年2回	学校教育課
小中学校への男女共同参画に関する情報の提供	I-2-1	県や市発行の啓発資料・パンフレット等を配布します。	小中学校への配布頻度	年2回程度	学校教育課
保育園・幼稚園における男女平等意識の指導	I-2-1	担当指導主事が巡回時の各園で指導します。	各園指導	年2回以上	学校教育課
保育園・幼稚園における男女平等意識向上のための情報提供	I-2-1	就学前児童に、性別による固定的な分担意識を持たず子どもの個人差に留意し尊重した教育ができるように情報提供します。	就学前児童情報提供頻度	就学前児童に対し100%の情報提供	こども課
就学時検診や入学説明会での家庭教育との連携	I-2-2	家庭教育講話、保護者同士の絆づくりを実施します。	研修会の実施回数	各小学校年1回以上	生涯学習課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
学校運営協議会やPTAでの意見交換会の開催、家庭教育との連携	I-2-2	地域の子供は地域社会全体で育てるという考えにより、地域人材を活用した訪問型家庭教育「こんにちは訪問」を実施します。	対象への訪問頻度	市内在住小学1年生の家庭全戸訪問	生涯学習課
性教育等相談しやすい環境づくりの向上	I-2-3	思春期ふれあい体験教室や思春期出前講座を実施します。	教室等実施回数	年1回	学校教育課
教育関係者の研修会への参加	I-2-3	県や市、関係機関が開催する研修会へ参加します。	研修会参加回数	各学校年1回以上	学校教育課
性教育等相談しやすい環境づくりの向上	I-2-3	養護教諭との連絡会を実施します。	連絡会実施回数	年2回	こども課
事業所とのネットワークの構築と情報交換	I-3-1	事業所とのネットワークを構築し、働き方改革やワーク・ライフ・バランス等の、市内事業所等に対し周知を図り、事業所からの求めに応じた事例等を紹介します。	事業所への周知連絡頻度	年1回以上	事業推進課
国・県・他市との情報交換や共同事業の展開	I-3-2	県主催の研修会や鹿行地区男女共同参画推進研究会へ参加します。	研修会等への参加頻度	年5回以上	事業推進課
地域、市民団体との情報共有及び意見交換	I-3-3	地域活動に男女が積極的に参加し、その活動が有効に機能するような人と人のつながりを創り出す情報ネットワークを市民団体やNPO等と連携・構築してコミュニティ活動を推進します。	市民団体やNPO等との連携・構築活動内容	地域活動への助言、企画運営の支援	事業推進課
実施計画の進行管理及び内容修正	I-4-1	計画に基づく施策の推進、進捗状況及び成果の評価を行う外部組織による計画進捗状況評価の実施し、事務事業評価による進行管理を行います。	進行管理実施回数	年1回年度末	事業推進課
多様性と働きやすさに配慮した庁舎づくり	I-4-1	新庁舎建設では、ユニバーサルデザインを採用し、バリアフリー化や授乳室等の設備の充実、職員の働きやすい環境整備を図り、男女共同参画を推進します。設計段階で、市民や職員の意見を収集し、設計案に反映します。	庁舎建設基本計画に基づき、設計に反映	庁舎建設基本計画に基づき、設計に反映	資産経営課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
福祉情報提供の充実(相談窓口)	I-4-2	高齢者における相談窓口を「地域包括支援センター」及び「高齢者相談センター」の市内4カ所に対応します。	相談窓口対応頻度	相談者に対して100%の適切な支援情報の紹介	介護福祉課
福祉情報提供の充実(相談窓口)	I-4-2	保育所入所関係、放課後児童クラブ関係、また児童福祉に関する相談の事案に迅速に対応するための確かな情報提供に努めます。	各種情報提供頻度	相談事案に対し100%の情報提供	こども課
福祉情報提供の充実(相談窓口)	I-4-2	市報、ホームページやメルマガ等により各種事業や健康情報を周知します。また、各種乳幼児健診時に相談窓口を開設し対応します。	相談窓口における対象者に対する対応割合	相談者への対応100%	こども課 健康増進課
福祉情報提供の充実(相談窓口)	I-4-2	高齢者相談センターの活用について周知します。	周知回数	年1回以上	介護福祉課
庁内連絡会議の実施	I-4-2	計画の進行管理を含め、施策の総合的、効果的な推進や地域の変化や社会の動きに即して事業の見直しを図ります。あわせて関係課と連携した事業を実施します。	連携事業回数	年2回以上	事業推進課
家族経営協定などの締結による女性労働の評価と待遇改善を促進	II-1-1	市ホームページへの掲載、新規就農者及び認定農業者へ周知します。	家族経営協定等情報提供回数	年1回以上	農林水産課
女性活躍推進に関連した研修会等の実施	II-1-1	市の職員に対してワークライフバランス(働き方、タイムマネジメント、女性活躍、育児参加等)の研修会を実施します。	研修会実施回数	年1回以上	働き方改革課
女性活躍推進に関連した研修会等の実施	II-1-1	ワークライフバランス(働き方、タイムマネジメント、女性活躍、育児参加等)の研修会を実施します。	研修会実施回数	年1回以上	事業推進課
女性が活躍するための情報提供	II-1-2	事業所や市民に女性活躍推進法に関する情報提供を行い、各種制度の理解醸成を図ります。	事業所や市民への情報提供頻度	年2回以上	事業推進課
市の職員が率先してワークライフバランスを実践	II-1-3	市の職員が年次休暇を取得しやすい環境をつくります。	職員の年次休暇取得日数	平均12日以上	働き方改革課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
子育て支援、働き方改革等、仕事と家庭生活の両立のための啓発活動	Ⅱ-2-1	市報やホームページなどで子育て支援、働き方改革等、仕事と家庭生活の両立に関する周知啓発を行います。	周知啓発頻度	年1回以上	事業推進課
事業所等への情報発信	Ⅱ-2-2	ワーク・ライフ・バランスに考慮した働きやすい環境づくりを進めるため、事業所等に対し女性活躍推進法等の情報提供をします。	情報提供頻度	年1回以上	事業推進課
放課後児童クラブ事業・降園後保育事業の実施	Ⅱ-2-2	保護者の就労や病気療養中などの理由により、放課後や降園後の家庭において、児童の遊びや居場所の提供を行います。また、保護者の仕事等と育児を両立できる環境を整備します。	各種情報提供頻度	相談者に対し、100%の情報提供・対応	こども課
男性の家事・育児・介護への参加の促進(育児体験、休暇取得の奨励、育児分担の紹介)	Ⅱ-2-3	パパママスクール(パパの妊婦体験・育児体験など)を開催します。	事業実施回数	パパママスクール 年3回	こども課
男性の家事・育児・介護への参加の促進(育児体験、休暇取得の奨励、育児分担の紹介)	Ⅱ-2-3	地域子育て力アップ講座を開催します。	事業実施回数	年5回以上	こども課
男性の家事・育児・介護への参加の促進(育児体験、休暇取得の奨励、育児分担の紹介)	Ⅱ-2-3	男性の家事・育児・介護への参加の促進に関連する講座を実施します。	講座実施頻度	年1回以上	生涯学習課
ワークライフバランスを促進させるための意識革新	Ⅱ-2-4	率先して家事・育児・介護へ参加する男性やワークライフバランスを推している企業を市報等で紹介や関係課と連携した事業展開をします。	事業展開回数(こども家庭センターとの連携事業)	年3回以上	事業推進課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
女性参加の推進のための環境改善と情報提供(事例紹介)	Ⅱ-3-1	地域の市民活動を実践する住民組織に男女共同参画の意識の浸透を図り、男女が役職や活動において平等かつ協働して取り組むパートナーシップを根付かせるための啓発及び事例紹介や呼びかけを積極的に行います。	啓発及び事例紹介、呼びかけ頻度	市報、ホームページにおいて年1回以上	事業推進課
在宅福祉サービスや保育サポーターなどの各種制度の実施	Ⅱ-3-2	社会福祉協議会へ子育てサポートセンター事業を委託継続し、必要な家庭に提供します。 【子育てサポート事業】育児の援助を受けることを希望する者及び育児の援助を行うことを希望する者を組織会員とし、相互援助を行うことを支援します。さらに、会員が地域において仕事及び育児又は介護を両立できる環境を整備します。	子育てサポート事業提供頻度	必要者に対して100%の事業提供	こども課
在宅福祉サービスや保育サポーターなどの各種制度の実施	Ⅱ-3-2	社会福祉協議会で子育てサポートセンター事業を委託継続し、必要な家庭に提供します。 【子育てサポート事業】育児の援助を受けることを希望する者及び育児の援助を行うことを希望する者を組織会員とし、相互援助を行うことを支援します。さらに、会員が地域において仕事及び育児又は介護を両立できる環境を整備します。	子育てサポート事業提供頻度	子育てサービスを利用したい方の希望添えるように対応する。	社会福祉協議会
在宅福祉サービスや保育サポーターなどの各種制度の実施	Ⅱ-3-2	【在宅福祉サービスセンター】高齢者や社会的支援の必要性のある障害者(児)をもつひとり親家庭等の方で、日常生活を営む為に援助の必要な方を対象に地域の人々の支援を頂き、有償でサービスを提供します。	サービス提供頻度	援助の必要な方の希望に添えるように対応する。	社会福祉協議会
女性が地域の活動へ参加できる仕組みの研究	Ⅱ-3-3	固定的役割分担意識にとらわれず、地域における様々な活動に女性が参画しやすい環境づくりや地域住民の意識改革を促すため、地域で活動する市民団体等と意見交換を行います。	意見交換実施回数	年1回程度	事業推進課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
審議会・委員会等委員への女性参加の促進	Ⅱ-4-1	各課へ、審議会や委員会等委員の男女比調査を実施し、選考方法を考慮し女性参加を促します。	審議会、委員会等委員における女性比率	女性比率40%以上	事業推進課
防災・防犯・交通安全分野での地域活動に参加する女性の人材確保	Ⅱ-4-2	全国的に消防団員の総数は減少しているが、女性消防団員は機能別消防団の色合いが強く女性の持つそのソフトな面を活かして、住民に対する防災教育や応急手当の普及指導等を実施します。	普及指導等実施頻度	地域防災訓練や学校避難訓練等に合わせて実施(年5回以上)	総務課
女性職員の能力開発と管理職員への登用を実施	Ⅱ-5-1	女性職員の能力を發揮しやすい部署への配置や研修の実施などにより、管理的地位にある職員に占める女性割合を引き上げます。	管理的地位にある職員の女性比率	女性管理職員18%以上	働き方改革課
市内企業に対し受け入れの推奨	Ⅱ-5-2	ハローワーク・就職支援センターへの紹介	紹介頻度	相談者に対して相談・紹介実施	商工観光課
起業支援への情報提供	Ⅱ-5-3	起業ビジネスプラン塾を実施します。	塾実施回数	年5回	商工観光課
家庭の就労形態や児童の個性課題に即した保育サービス提供の相談	Ⅲ-1-1	就労家庭のさまざまな環境による保育ニーズの相談業務を実施します。	相談業務実施頻度	相談者に対して100%の相談実施	こども課
地域福祉活動計画の推進	Ⅲ-1-1	一体策定した行方市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、市民が積極的かつ自発的に地域で活動していく仕組みづくりや、市民・行政・事業者等が緊密に連携しながら地域福祉を推進します。	地域福祉推進活動頻度	相談者に対して適切な支援情報の紹介	社会福祉協議会
家庭の就労形態や児童の個性課題に即した保育サービス提供の相談	Ⅲ-1-2	子育て広場において出前相談を実施します。またこども家庭センターでの相談を随時受け付けます(電話相談・面接相談・メール相談)。	相談実施頻度	相談者への対応100%	こども課
地域での防災・防犯・交通安全などの様々な活動に対する連携や支援	Ⅲ-1-3	火災予防運動に合わせ、民生委員と連携し独居高齢者宅の防火訪問診断を実施することにより高齢化する地域コミュニティの醸成を図ります。	火災予防運動における女性消防団の活動内容	年2回以上	総務課
食と健康づくりイベントの開催	Ⅲ-2-1	若者世代・成人世代へ食育教育を実施します。	実施回数	年5回以上	健康増進課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
社会的弱者の健康保持と増進	Ⅲ-2-1	乳児全戸訪問、健診未受診者、ハイリスク者を訪問します。	訪問頻度	事案の100%	こども課
ひとり親家族等相談事業の充実及び情報提供	Ⅲ-2-1	母子・父子自立支援員を中心に、相談及び制度等の情報提供を行います。	情報提供頻度	相談者に対して100%の相談実施	こども課
社会的弱者の家庭を注視	Ⅲ-2-2	社会的弱者の見守り隊を実施します。	実施に向けた活動内容	関係各課との連携	介護福祉課
高齢者の介護予防、健康維持等の事業	Ⅲ-2-2	シルバーリハビリ体操を普及します。	市内体操教室数	36 教室	介護福祉課
社会的弱者の家庭を注視	Ⅲ-2-2	障がい者等に対する訪問指導をします。	訪問指導頻度	相談案件に対して100%対応する。	社会福祉課
相談事業の充実と関連機関との連携強化	Ⅲ-3-1	親子間、配偶者等のDVに関する相談について、関係部署との連携を図ります。	相談に対する連携頻度	事案に対する1回以上の連携、話し合い	こども課
ネグレクト、心理的虐待の把握	Ⅲ-3-1	相談事業及び関係機関のネットワークを通し、児童虐待の予防・早期発見に努めます。	児童虐待の事案対応	事案の100%保護	こども課
相談事業の充実と関連機関との連携強化	Ⅲ-3-1	DV被害者からの相談を茨城県女性相談センター等相談機関へとつなぎ、自立に向けた間接的支援を行います。また、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある被害者については、一時保護所まで移送し安全を確保します。	相談に対する支援頻度	相談者に対して100%の適切な支援機関の紹介	社会福祉課
相談事業の充実と関連機関との連携強化	Ⅲ-3-2	様々なケースの相談に対応し、関係各課との連携を図ります。	相談に対する連携頻度	適切な対応と、困難事例は地域ケア会議への出席を依頼する。	介護福祉課
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催	Ⅲ-3-2	関係機関と連携して、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークを形成し、問題解決を図ります。	問題解決頻度	事案の100%	介護福祉課
ネグレクト、心理的虐待の把握	Ⅲ-3-2	乳児全戸訪問、乳幼児健診・健康相談を実施します。	各相談事業実施頻度	事案の100%	こども課
ネグレクト、心理的虐待の把握	Ⅲ-3-2	臨床心理士、精神保健福祉士等と連携を図り、より専門的で総合的な相談体制を構築します。	障害者虐待の事案対応	事案の100%保護	社会福祉課

事業	事業番号	概要(事業詳細)	指数項目	目標指数等	担当課
高齢者の就労支援(シルバー人材センター等への支援)	Ⅲ-4-1	シルバー人材センターにおける女性会員の加入促進と業務開拓促進支援を行います。	会員における女性比率	女性割合 40%	介護福祉課
高齢者の就労支援(シルバー人材センター等への支援)	Ⅲ-4-1	就職希望者の内容によりハローワーク・就職支援センターへの紹介または、シルバー人材センターを紹介する	職種紹介頻度	相談者に対して相談・紹介実施	商工観光課
障がい者への就労支援	Ⅲ-4-2	障がい者が自分の能力を活かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、一般就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を目指します。そのために、多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援するとともに、就労支援関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。	障がい者の就労率	特性にあった就労支援を心掛け、支援事業所を紹介する。10%向上	社会福祉課
障がい者への就労支援	Ⅲ-4-2	社会福祉課と連携しハローワークへの紹介、茨城労働局で行う「障害者就職面接会」への情報提供を行います。	紹介、情報提供頻度	窓口への相談者に対して相談実施「障害者就職面接会」については、年2回実施	商工観光課
様々な課題を抱える方への支援及び啓発	Ⅲ-4-3	様々な課題に関する問題解決に取り組むための意識啓発及び市報、市ホームページ等で相談窓口の情報を提供します。	情報提供頻度	年1回以上	事業推進課
福祉情報提供の充実(相談窓口)	Ⅲ-4-3	広報紙、なめがたエリアテレビ、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。	各種制度周知頻度	広報誌及びパンフレットを利用し100%周知する。	社会福祉課

3 男女共同参画に関する市民意識調査結果

市民意識調査の概要

(1) 目的

本計画の策定や今後の施策の実現にあたって、市民の意識を把握するため、市内に在住する方を対象として市民意識調査を実施しました。

(2) 調査対象

市内に在住する18歳以上の方。(令和6年10月1日時点)

(3) 実施方法

市公式ホームページのメールフォーム(アンケート機能)を使用。

(4) 周知方法

市公式ホームページ及び市公式 LINE 等を使用。

(5) 回答状況

男性	女性	回答しない	計
42名	52名	3名	97名

(6) 調査結果

次の①～③のとおり。

① 単純集計

ア 性別

	回答数	構成比
(1) 男性	42	43.3%
(2) 女性	52	53.6%
(3) 回答しない	3	3.1%
(4) その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

イ 年齢

	回答数	構成比
(1) 10代	0	0.0%
(2) 20代	7	7.2%
(3) 30代	26	26.8%
(4) 40代	33	34.0%
(5) 50代	21	21.6%
(6) 60代	9	9.3%
(7) 70代	1	1.0%
(8) 80代以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

ウ 既婚・未婚

	回答数	構成比
(1) 既婚(配偶者あり)	62	63.9%
(2) 既婚(現在は配偶者いない)	7	7.2%
(3) 未婚	28	28.9%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

エ 子育て・介護

	回答数	構成比
(1) 子育て中	39	40.2%
(2) 介護中	7	7.2%
(3) 子育て及び介護中	3	3.1%
(4) 該当なし	48	49.5%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

オ-1 職業

	回答数	構成比
(1) 農林水産業	9	9.3%
(2) 工業・建設業	7	7.2%
(3) 商業・金融・サービス業	20	20.6%
(4) 専業主婦(夫)等	2	2.1%
(5) 学生	0	0.0%
(6) 公務員・団体職員	48	49.5%
(7) 無職(家事手伝い含む)	3	3.1%
(8) その他	8	8.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

オ-2 職業(その他)

	回答数	構成比
(1) 記述有り	8	100.0%
無回答	0	0.0%
計	8	100.0%

カ 地区

	回答数	構成比
(1) 麻生地区(旧麻生町)	36	37.1%
(2) 北浦地区(旧北浦町)	24	24.7%
(3) 玉造地区(旧玉造町)	37	38.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-1 認知度調査 男女共同参画社会について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	41	42.3%
(2) 言葉は知っている	44	45.4%
(3) 内容も言葉も知らない	12	12.4%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-2 認知度調査 ジェンダー(gender)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	55	56.7%
(2) 言葉は知っている	38	39.2%
(3) 内容も言葉も知らない	4	4.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-3 認知度調査 ダイバーシティ(diversity)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	32	33.0%
(2) 言葉は知っている	59	60.8%
(3) 内容も言葉も知らない	6	6.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-4 認知度調査 持続可能な開発目標(SDGs)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	62	63.9%
(2) 言葉は知っている	33	34.0%
(3) 内容も言葉も知らない	2	2.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-5 認知度調査 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	49	50.5%
(2) 言葉は知っている	37	38.1%
(3) 内容も言葉も知らない	11	11.3%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-6 認知度調査 DV(夫婦や恋人間での身体的・心理的暴力)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	77	79.4%
(2) 言葉は知っている	18	18.6%
(3) 内容も言葉も知らない	2	2.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

1-7 認知度調査 LGBTQ(エルジービーティーキュー)について知っていることはありますか。

	回答数	構成比
(1) 内容を知っている	50	51.5%
(2) 言葉は知っている	36	37.1%
(3) 内容も言葉も知らない	11	11.3%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

2-1 意識行動変化 10年前と比較して男女共同参画社会への意識についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 大きく向上	6	6.2%
(2) 向上	29	29.9%
(3) どちらかといえば向上	47	48.5%
(4) 変わらない	9	9.3%
(5) 低下した	1	1.0%
(6) わからない	5	5.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

2-2 意識行動変化 10年前と比較して家庭生活での実践行動についてお聞きます。

	回答数	構成比
(1) 大きく向上	6	6.2%
(2) 向上	20	20.6%
(3) どちらかといえば向上	43	44.3%
(4) 変わらない	20	20.6%
(5) 低下した	3	3.1%
(6) わからない	5	5.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

2-3 意識行動変化 10年前と比較して職場(学校)での実践行動についてお聞きます。

	回答数	構成比
(1) 大きく向上	5	5.2%
(2) 向上	27	27.8%
(3) どちらかといえば向上	45	46.4%
(4) 変わらない	11	11.3%
(5) 低下した	4	4.1%
(6) わからない	5	5.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

3-1 男女優遇比較 家庭生活において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 男性が優遇	7	7.2%
(2) どちらかといえば男性	38	39.2%
(3) ほぼ対等	33	34.0%
(4) どちらかといえば女性	9	9.3%
(5) 女性が優遇	5	5.2%
(6) わからない	5	5.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

3-2 男女優遇比較 職場において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 男性が優遇	14	14.4%
(2) どちらかといえば男性	34	35.1%
(3) ほぼ対等	29	29.9%
(4) どちらかといえば女性	9	9.3%
(5) 女性が優遇	7	7.2%
(6) わからない	4	4.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

3-3 男女優遇比較 政治や行政において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 男性が優遇	35	36.1%
(2) どちらかといえば男性	39	40.2%
(3) ほぼ対等	16	16.5%
(4) どちらかといえば女性	3	3.1%
(5) 女性が優遇	2	2.1%
(6) わからない	2	2.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

4-1 考え方 女性は仕事を持っていても、家庭や子育ては優先すべきだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 強く思う	6	6.2%
(2) 思う	11	11.3%
(3) どちらかといえば思う	28	28.9%
(4) どちらかといえば思わない	22	22.7%
(5) 思わない	23	23.7%
(6) わからない	7	7.2%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

4-2 考え方 男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 強く思う	6	6.2%
(2) 思う	14	14.4%
(3) どちらかといえば思う	27	27.8%
(4) どちらかといえば思わない	21	21.6%
(5) 思わない	25	25.8%
(6) わからない	4	4.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

5-1 仕事 現在の状況についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 仕事に専念	11	11.3%
(2) 家庭生活または地域・個人の生活に携わりつつ仕事を優先している	34	35.1%
(3) 家庭生活または地域・個人の生活と仕事を両立している	38	39.2%
(4) 家庭生活、地域・個人の生活を優先している	10	10.3%
(5) 家庭生活、地域・個人の生活に専念している	1	1.0%
(6) 現在仕事をしていない	3	3.1%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

5-2 仕事 途中で仕事を辞めた経験がありますか。

	回答数	構成比
(1) ある	45	46.4%
(2) ない	52	53.6%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

5-3 仕事 最後に仕事を辞めた主な理由についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 健康上の理由	5	11.1%
(2) 家事や子育てに専念あるいは仕事との両立が困難	6	13.3%
(3) 家族親族の介護や看病	1	2.2%
(4) 経済的に働く必要がなくなった	0	0.0%
(5) 賃金や待遇などで仕事の内容に不満があった(希望 職場への転職含む)	6	13.3%
(6) 人間関係などで不満があった	8	17.8%
(7) 結婚、出産のために自主的に	11	24.4%
(8) 配偶者等家族の転勤のため	2	4.4%
(9) 家族親族の意向	1	2.2%
(10) その他	5	11.1%
無回答	0	0.0%
計	45	100.0%

5-4 仕事 最後に仕事を辞めた主な理由についてお聞きします。(その他)

	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	100.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

6-1 地域活動参加状況 行政区での自治活動、町内会などについてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 積極的に参加	6	6.2%
(2) 参加	23	23.7%
(3) たまに参加	36	37.1%
(4) ほとんど参加しない	23	23.7%
(5) 参加したことがない	9	9.3%
(6) わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

6-2 地域活動参加状況 防災に関すること(消防団、自主防災組織など)についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 積極的に参加	5	5.2%
(2) 参加	15	15.5%
(3) たまに参加	15	15.5%
(4) ほとんど参加しない	19	19.6%
(5) 参加したことがない	43	44.3%
(6) わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

6-3 地域活動参加状況 保健に関すること(健康づくりなど)についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 積極的に参加	1	1.0%
(2) 参加	11	11.3%
(3) たまに参加	20	20.6%
(4) ほとんど参加しない	29	29.9%
(5) 参加したことがない	36	37.1%
(6) わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

6-4 地域活動参加状況 福祉に関すること(障がい者、高齢者)についてお聞きします。

	回答数	構成比
(1) 積極的に参加	1	1.0%
(2) 参加	7	7.2%
(3) たまに参加	15	15.5%
(4) ほとんど参加しない	23	23.7%
(5) 参加したことがない	51	52.6%
(6) わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	97	100.0%

7-1 女性活躍 女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 保育所や幼稚園に関する情報	34	10.8%
(2) 介護・家事の支援サービスに関する情報	35	11.1%
(3) 仕事と子育て・介護との両立支援制度に関する情報	62	19.6%
(4) 放課後児童クラブ等に関する情報	36	11.4%
(5) 職業訓練に関する情報	20	6.3%
(6) ワークライフバランスの推進や働き方の見直しの実践に関する情報	61	19.3%
(7) 就業を継続している女性モデル事例に関する情報	25	7.9%
(8) 積極的に家事・子育てに参画する男性のモデル事例に関する情報	25	7.9%
(9) 起業・NPO 活動のための情報	7	2.2%
(10) その他	5	1.6%
(11) わからない	6	1.9%
無回答	0	0.0%
計	316	100.0%

7-2 女性活躍 女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか。(その他)

	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	100.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

8-1 市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

	回答数	構成比
(1) 幅広い情報や資料の提供	29	7.6%
(2) 教育や学習、研修会などの開催	22	5.7%
(3) 女性のための相談窓口の開設及び充実	24	6.3%
(4) 男性のための相談窓口の開設及び充実	16	4.2%
(5) 男女が共に働きやすい職場環境の確保	62	16.1%
(6) 長時間労働の改善や休暇取得の促進など	46	12.0%
(7) 仕事と家庭の両立支援	55	14.3%
(8) 政策方針を決定する場への女性の積極的登用	18	4.7%
(9) 行政機関や公立学校での女性の積極的登用	18	4.7%
(10) 地域や各種団体に活躍できる女性リーダーの育成	18	4.7%
(11) 女性の再就職や起業を支援できる相談業務	24	6.3%
(12) DVの防止や相談体制の充実	18	4.7%
(13) 行政区など地区活動での男女共同参画	11	2.9%
(14) 市役所内で男女共同参画に関する取り組みを進める体制の充実	14	3.6%
(15) その他	5	1.3%
(16) わからない	3	0.8%
無回答	1	0.3%
計	384	100.0%

8-2 市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(その他)

	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	100.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%

② クロス集計

「性別」と「男女共同参画社会について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	41	42.3%	21	50.0%	19	36.5%	1	33.3%
言葉は知っている	44	45.4%	20	47.6%	22	42.3%	2	66.7%
内容も言葉も知らない	12	12.4%	1	2.4%	11	21.2%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「ジェンダー(gender)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	55	56.7%	23	54.8%	31	59.6%	1	33.3%
言葉は知っている	38	39.2%	18	42.9%	18	34.6%	2	66.7%
内容も言葉も知らない	4	4.1%	1	2.4%	3	5.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「ダイバーシティ(diversity)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	32	33.0%	16	38.1%	16	30.8%	0	0.0%
言葉は知っている	59	60.8%	24	57.1%	32	61.5%	3	100.0%
内容も言葉も知らない	6	6.2%	2	4.8%	4	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「持続可能な開発目標(SDGs)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	62	63.9%	25	59.5%	36	69.2%	1	33.3%
言葉は知っている	33	34.0%	16	38.1%	15	28.8%	2	66.7%
内容も言葉も知らない	2	2.1%	1	2.4%	1	1.9%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	49	50.5%	26	61.9%	23	44.2%	0	0.0%
言葉は知っている	37	38.1%	14	33.3%	20	38.5%	3	100.0%
内容も言葉も知らない	11	11.3%	2	4.8%	9	17.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「DV(夫婦や恋人間での身体的・心理的暴力)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	77	79.4%	30	71.4%	46	88.5%	1	33.3%
言葉は知っている	18	18.6%	11	26.2%	5	9.6%	2	66.7%
内容も言葉も知らない	2	2.1%	1	2.4%	1	1.9%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「LGBTQ(エルジービーティーキュー)について知っていることはありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
内容を知っている	50	51.5%	24	57.1%	26	50.0%	0	0.0%
言葉は知っている	36	37.1%	17	40.5%	17	32.7%	2	66.7%
内容も言葉も知らない	11	11.3%	1	2.4%	9	17.3%	1	33.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「10年前と比較して男女共同参画社会への意識についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大きく向上	6	6.2%	5	11.9%	1	1.9%	0	0.0%
向上	29	29.9%	15	35.7%	14	26.9%	0	0.0%
どちらかといえば向上	47	48.5%	19	45.2%	25	48.1%	3	100.0%
変わらない	9	9.3%	3	7.1%	6	11.5%	0	0.0%
低下した	1	1.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%
わからない	5	5.2%	0	0.0%	5	9.6%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「10年前と比較して家庭生活での実践行動についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大きく向上	6	6.2%	5	11.9%	1	1.9%	0	0.0%
向上	20	20.6%	9	21.4%	11	21.2%	0	0.0%
どちらかといえば向上	43	44.3%	20	47.6%	20	38.5%	3	100.0%
変わらない	20	20.6%	7	16.7%	13	25.0%	0	0.0%
低下した	3	3.1%	1	2.4%	2	3.8%	0	0.0%
わからない	5	5.2%	0	0.0%	5	9.6%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「10年前と比較して職場(学校)での実践行動についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
大きく向上	5	5.2%	5	11.9%	0	0.0%	0	0.0%
向上	27	27.8%	13	31.0%	13	25.0%	1	33.3%
どちらかといえば向上	45	46.4%	18	42.9%	25	48.1%	2	66.7%
変わらない	11	11.3%	4	9.5%	7	13.5%	0	0.0%
低下した	4	4.1%	1	2.4%	3	5.8%	0	0.0%
わからない	5	5.2%	1	2.4%	4	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「家庭生活において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性が優遇	7	7.2%	1	2.4%	6	11.5%	0	0.0%
どちらかといえば男性	38	39.2%	14	33.3%	21	40.4%	3	100.0%
ほぼ対等	33	34.0%	18	42.9%	15	28.8%	0	0.0%
どちらかといえば女性	9	9.3%	5	11.9%	4	7.7%	0	0.0%
女性が優遇	5	5.2%	4	9.5%	1	1.9%	0	0.0%
わからない	5	5.2%	0	0.0%	5	9.6%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「職場において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性が優遇	14	14.4%	2	4.8%	12	23.1%	0	0.0%
どちらかといえば男性	34	35.1%	12	28.6%	20	38.5%	2	66.7%
ほぼ対等	29	29.9%	15	35.7%	14	26.9%	0	0.0%
どちらかといえば女性	9	9.3%	6	14.3%	2	3.8%	1	33.3%
女性が優遇	7	7.2%	7	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	4	4.1%	0	0.0%	4	7.7%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「政治や行政において優遇されているのは男女のどちらだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
男性が優遇	35	36.1%	10	23.8%	24	46.2%	1	33.3%
どちらかといえば男性	39	40.2%	16	38.1%	21	40.4%	2	66.7%
ほぼ対等	16	16.5%	12	28.6%	4	7.7%	0	0.0%
どちらかといえば女性	3	3.1%	2	4.8%	1	1.9%	0	0.0%
女性が優遇	2	2.1%	2	4.8%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	2	2.1%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「女性は仕事を持っていても、家庭や子育ては優先すべきだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
強く思う	6	6.2%	4	9.5%	2	3.8%	0	0.0%
思う	11	11.3%	5	11.9%	6	11.5%	0	0.0%
どちらかといえば思う	28	28.9%	9	21.4%	19	36.5%	0	0.0%
どちらかといえば思わない	22	22.7%	8	19.0%	14	26.9%	0	0.0%
思わない	23	23.7%	14	33.3%	7	13.5%	2	66.7%
わからない	7	7.2%	2	4.8%	4	7.7%	1	33.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
強く思う	6	6.2%	3	7.1%	3	5.8%	0	0.0%
思う	14	14.4%	5	11.9%	9	17.3%	0	0.0%
どちらかといえば思う	27	27.8%	12	28.6%	15	28.8%	0	0.0%
どちらかといえば思わない	21	21.6%	8	19.0%	13	25.0%	0	0.0%
思わない	25	25.8%	12	28.6%	11	21.2%	2	66.7%
わからない	4	4.1%	2	4.8%	1	1.9%	1	33.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「現在の状況についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
仕事に専念	11	11.3%	5	11.9%	6	11.5%	0	0.0%
家庭生活または地域・個人の生活に携わりつつ仕事を優先している	34	35.1%	19	45.2%	14	26.9%	1	33.3%
家庭生活または地域・個人の生活と仕事を両立している	38	39.2%	15	35.7%	23	44.2%	0	0.0%
家庭生活、地域・個人の生活を優先している	10	10.3%	1	2.4%	7	13.5%	2	66.7%
家庭生活、地域・個人の生活に専念している	1	1.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
現在仕事をしていない	3	3.1%	1	2.4%	2	3.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「途中で仕事を辞めた経験がありますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ある	45	46.4%	13	31.0%	31	59.6%	1	33.3%
ない	52	53.6%	29	69.0%	21	40.4%	2	66.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「最後に仕事を辞めた主な理由についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
健康上の理由	5	11.1%	2	15.4%	3	9.7%	0	0.0%
家事や子育てに専念あるいは仕事との両立が困難	6	13.3%	1	7.7%	5	16.1%	0	0.0%
家族親族の介護や看病	1	2.2%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%
経済的に働く必要がなくなった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
賃金や待遇などで仕事の内容に不満があった(希望職場への転職含む)	6	13.3%	3	23.1%	3	9.7%	0	0.0%
人間関係などで不満があった	8	17.8%	2	15.4%	6	19.4%	0	0.0%
結婚、出産のために自主的に	11	24.4%	0	0.0%	11	35.5%	0	0.0%
配偶者等家族の転勤のため	2	4.4%	0	0.0%	2	6.5%	0	0.0%
家族親族の意向	1	2.2%	1	7.7%	0	0.0%	0	0.0%
その他	5	11.1%	3	23.1%	1	3.2%	1	100.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	45	100.0%	13	100.0%	31	100.0%	1	100.0%

「性別」と「最後に仕事を辞めた主な理由についてお聞きます。(その他)」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
記述有り	5	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	5	100.0%	3	100.0%	1	100.0%	1	100.0%

「性別」と「行政区での自治活動、町内会などについてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
積極的に参加	6	6.2%	6	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
参加	23	23.7%	17	40.5%	6	11.5%	0	0.0%
たまに参加	36	37.1%	12	28.6%	22	42.3%	2	66.7%
ほとんど参加しない	23	23.7%	4	9.5%	18	34.6%	1	33.3%
参加したことがない	9	9.3%	3	7.1%	6	11.5%	0	0.0%
わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「防災に関すること(消防団、自主防災組織など)についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
積極的に参加	5	5.2%	5	11.9%	0	0.0%	0	0.0%
参加	15	15.5%	12	28.6%	3	5.8%	0	0.0%
たまに参加	15	15.5%	7	16.7%	6	11.5%	2	66.7%
ほとんど参加しない	19	19.6%	5	11.9%	13	25.0%	1	33.3%
参加したことがない	43	44.3%	13	31.0%	30	57.7%	0	0.0%
わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「保健に関すること(健康づくりなど)についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
積極的に参加	1	1.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
参加	11	11.3%	8	19.0%	3	5.8%	0	0.0%
たまに参加	20	20.6%	6	14.3%	12	23.1%	2	66.7%
ほとんど参加しない	29	29.9%	9	21.4%	20	38.5%	0	0.0%
参加したことがない	36	37.1%	18	42.9%	17	32.7%	1	33.3%
わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「福祉に関すること(障がい者、高齢者)についてお聞きます。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
積極的に参加	1	1.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%
参加	7	7.2%	4	9.5%	3	5.8%	0	0.0%
たまに参加	15	15.5%	8	19.0%	5	9.6%	2	66.7%
ほとんど参加しない	23	23.7%	8	19.0%	15	28.8%	0	0.0%
参加したことがない	51	52.6%	21	50.0%	29	55.8%	1	33.3%
わからない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	97	100.0%	42	100.0%	52	100.0%	3	100.0%

「性別」と「女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
保育所や幼稚園に関する情報	34	10.8%	10	6.9%	24	14.5%	0	0.0%
介護・家事の支援サービスに関する情報	35	11.1%	16	11.0%	19	11.5%	0	0.0%
仕事と子育て・介護との両立支援制度に関する情報	62	19.6%	28	19.3%	34	20.6%	0	0.0%
放課後児童クラブ等に関する情報	36	11.4%	16	11.0%	20	12.1%	0	0.0%
職業訓練に関する情報	20	6.3%	9	6.2%	9	5.5%	2	33.3%
ワークライフバランスの推進や働き方の見直しの実践に関する情報	61	19.3%	29	20.0%	30	18.2%	2	33.3%
就業を継続している女性モデル事例に関する情報	25	7.9%	16	11.0%	8	4.8%	1	16.7%
積極的に家事・子育てに参画する男性のモデル事例に関する情報	25	7.9%	13	9.0%	12	7.3%	0	0.0%
起業・NPO 活動のための情報	7	2.2%	4	2.8%	3	1.8%	0	0.0%
その他	5	1.6%	2	1.4%	3	1.8%	0	0.0%
わからない	6	1.9%	2	1.4%	3	1.8%	1	16.7%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	316	100.0%	145	100.0%	165	100.0%	6	100.0%

「性別」と「女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか。(その他)」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
記述有り	5	100.0%	2	100.0%	3	100.0%	0	
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
合計	5	100.0%	2	100.0%	3	100.0%	0	

「性別」と「市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
幅広い情報や資料の提供	29	7.6%	17	9.4%	12	6.1%	0	0.0%
教育や学習、研修会などの開催	22	5.7%	12	6.7%	10	5.1%	0	0.0%
女性のための相談窓口の開設及び充実	24	6.3%	14	7.8%	10	5.1%	0	0.0%
男性のための相談窓口の開設及び充実	16	4.2%	8	4.4%	7	3.6%	1	14.3%
男女が共に働きやすい職場環境の確保	62	16.1%	27	15.0%	33	16.8%	2	28.6%
長時間労働の改善や休暇取得の促進など	46	12.0%	18	10.0%	26	13.2%	2	28.6%
仕事と家庭の両立支援	55	14.3%	21	11.7%	33	16.8%	1	14.3%
政策方針を決定する場への女性の積極的登用	18	4.7%	9	5.0%	9	4.6%	0	0.0%
行政機関や公立学校での女性の積極的登用	18	4.7%	10	5.6%	8	4.1%	0	0.0%
地域や各種団体に活躍できる女性リーダーの育成	18	4.7%	10	5.6%	8	4.1%	0	0.0%
女性の再就職や起業を支援できる相談業務	24	6.3%	13	7.2%	11	5.6%	0	0.0%
DVの防止や相談体制の充実	18	4.7%	7	3.9%	11	5.6%	0	0.0%
行政区など地区活動での男女共同参画	11	2.9%	6	3.3%	5	2.5%	0	0.0%
市役所内で男女共同参画に関する取り組みを進める体制の充実	14	3.6%	6	3.3%	8	4.1%	0	0.0%
その他	5	1.3%	1	0.6%	4	2.0%	0	0.0%
わからない	3	0.8%	1	0.6%	1	0.5%	1	14.3%
無回答	1	0.3%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
合計	384	100.0%	180	100.0%	197	100.0%	7	100.0%

「性別」と「市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(その他)」の関係

選択項目	総計		男性		女性		回答しない	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
記述有り	5	100.0%	1	100.0%	4	100.0%	0	
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
合計	5	100.0%	1	100.0%	4	100.0%	0	

③ 記述集計

オ-2 職業(その他)

- 運送業 (女性、50代)
- 回答しない (女性、40代)
- 食品製造業事務 (女性、40代)
- 回答しない (女性、30代)
- パート (女性、30代)
- 運輸業 (男性、40代)
- 中学校の給食配膳員兼用務員 (女性、30代)
- 会社員 (女性、50代)

5-4 仕事 最後に仕事を辞めた主な理由についてお聞きます。(その他)

- 子供が通っていた、塾で働いていた為、子供が辞めると同時に、退職した。 (女性、50代)
- 回答しない。 (回答しない、40代)
- 業務内容やワークライフバランス等を総合的に検討したため。 (男性、30代)
- 地元への帰省。 (男性、50代)
- Uターンするため。 (男性、40代)

7-2 女性活躍 女性が活躍するためには、どのような情報が特に必要だと思いますか。(その他)

- 女性の子育てに対する割合の多さを平等にするための情報。 (女性、50代)
- 社会職場内等女性が活躍できる環境作りの情報発信 妊娠することの理解 男育休の義務化 残念ながら行方市議会に女性議員がない。 (男性、70代)
- SNSを活用したり地域情報の雑誌など。 (女性、40代)
- 古い考えに囚われた高齢者の意識改革。 (男性、40代)
- 支援サービスに関する情報。 (女性、50代)

8-2 市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(その他)

- 子育て世代、母子父子家庭への負担軽減できる支援策をどんどん取り入れていくべき。 (女性、50代)
- 継続的な情報発信、研修等女性の管理職登用、外部団体への女性登用、例えば選挙管理委員会、行方市百里基地周辺整備協議会、固定資産評価審査委員会、監査委員会、公平委員会等に半数は登用すべき。 (男性、70代)
- どの世代も住みやすい環境になって欲しい。地域の活性化を目的とした事をやってほしい。あと経済的によくなるようにポイントカードやスマホアプリやLINEなどでポイントを貯めて色々とお買い物が出来たり、バスやタクシーが利用できたりして欲しい。 (女性、40代)
- 子供達が安心して集まれる場所がほしい。公民館などの空き部屋を解放して、子供同士でも自由に勉強やおしゃべりができると良い。特に夏休みなどの長期休み。また、公園が少ないので遊べる環境の整備。小学校の学童は、時間の制限があるため、仕事が遅い人は利用できないので、延長があると良いと思う。 (女性、40代)
- 休暇取得の促進。 (女性、50代)

4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文
第一章 総則(第一条—第十二条)
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)
第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることそ

他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

- (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
- (平一法一〇二・全改)
(資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
- (平一法一〇二・全改)
(政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
- (平一法一〇二・全改)
附則抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。
(経過措置)
- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定に

- より任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 附則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄
(施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行の日=平成十三年一月六日)
- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)
- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 一から十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会
(別に定める経過措置)
- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- 附則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)
- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

(平二五法七二・改称)

目次

前文	
第一章 総則(第一条・第二条)	
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)	
第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一・第五条の四)	
第三章 被害者の保護(第六条一・第九条の二)	
第四章 保護命令(第十条一・第二十二條)	
第五章 雑則(第二十三条一・第二十八条)	
第五章の二 補則(第二十八条の二)	
第六章 罰則(第二十九条一・第三十一条)	
附則	
我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。	
ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。	
このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。	
ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。	
(平一六法六四・一部改正)	
第一章 総則	
(定義)	
第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。	
2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。	
3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。	
(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)	
(国及び地方公共団体の責務)	
第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の	

自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る

ため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ばならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 監視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないこと

を命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(令五法三〇・追加)

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による

命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警

察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(令五法三〇・追加)

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(令五法三〇・追加)

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(令五法三〇・追加)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相

談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、

第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百二十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百二十三条	書類又は電磁的記録	書類

	記載又は記録 第百十一条の規定による措置を開始した	記載 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三條の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一條第二項及び第二百三十一條の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十條第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十條第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十條第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十條の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十條の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五條第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五條第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一條の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一條第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(令五法三〇・全改)
(最高裁判所規則)
第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則
(職務関係者による配慮等)
第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
(平一六法六四・一部改正)
(教育及び啓発)
第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
(平一六法六四・一部改正)
(調査研究の推進等)
第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)
第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市町村の支弁)
第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
(平一六法六四・令四法五二・一部改正)
(国の負担及び補助)
第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)
 第五章の二 補則
 (平二五法七二・追加)
 (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、

十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)

第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)

第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規

定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(以下略)

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

第一章	総則(第一条—第四条)
第二章	基本方針等(第五条・第六条)
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節	一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節	特定事業主行動計画(第十九条)
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二—第二十九条)
第五章	雑則(第三十条—第三十三条)
第六章	罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに

留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画

又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第

八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の

募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において

て、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生

活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖繩振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の業務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)
(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)
(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)
(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)
(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)
(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしない、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二 及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（以下略）

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をい

う。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護

すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたとときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第

十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らすはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費

用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日 = 令和四年六月一日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(以下略)

8 行方市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成25年7月19日

告示第89号

(設置)

第1条 市長は、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、行方市男女共同参画推進計画(以下「計画」という。)に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、行方市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に基づく施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以下をもって組織する。

2 委員は、市民及び男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会は、第2条に規定する所掌事務に係る助言を求めため、男女共同参画の推進について専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28告示32・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事において、議決をする必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めすることができる。

(庁内連絡会議)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事務に関し、必要な事項を処理するため、庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置くことができる。

2 連絡会議は、各課に所属する管理職員のうち、当該課の課長が指名するものをもって組織する。

3 連絡会議に座長を置き、事業推進課長をもって充てる。

4 座長は会務を総理し、連絡会議を代表する。

5 連絡会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(平28告示32・令3告示33・一部改正)

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部事業推進課において処理する。

(平28告示32・令2告示24・令3告示33・一部改正)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(平28告示32・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(行方市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 行方市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱(平成24年行方市告示第37号)は、廃止する。

附 則(平成28年告示第32号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年告示第24号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第33号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。



第4次行方市男女共同参画基本計画(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月

発行：行方市 企画部 事業推進課

〒311-3892 茨城県行方市麻生 1561-9

TEL：0299-72-0811(代表) FAX：0299-72-1537